

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算

議第16号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第17号 令和3年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第18号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第19号 令和3年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

- 議第20号 令和3年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第21号 令和3年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第22号 令和3年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第23号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算
- 日程第3 議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正について
- 議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 議第4号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 議第11号 垂井町消防団条例の一部改正について
- 議第13号 町道路線の認定について
- 議第14号 町道路線の廃止について
- 日程第4 議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止について
- 日程第5 議第25号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第6 議第26号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議第27号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第28号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第29号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第30号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時01分 開会

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 3 年第 2 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から19日までの18日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、9番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 1 件及び監査委員から検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時03分 休憩

午前 9 時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第 2 議第15号 令和 3 年度垂井町一般会計予算

議第16号 令和 3 年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第17号 令和 3 年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第18号 令和 3 年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第19号 令和 3 年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第20号 令和 3 年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第21号 令和3年度垂井町介護保険特別会計予算

議第22号 令和3年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第23号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算

○議長（後藤省治君） 日程第2、議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 本日、令和3年第2回垂井町議会定例会が開会され、令和3年度予算案並びに関係諸議案について審議をお願いするに当たり、町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、いまだ世界中で猛威を振るっており、国内でも2度にわたる緊急事態宣言が発出され、感染急拡大を抑え込もうと関西・中部などの6府県で発令された宣言は、ほぼ1か月半ぶりとなる2月末日に解除されたところであります。

解除後の緩みによる感染再拡大も警戒する声もある中、感染症によってお亡くなりになりました方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、現在療養中の方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

我々の命と健康を守るため、日夜御尽力をいただいております医療従事者の方々をはじめとする皆様に、改めて敬意と感謝を申し上げます。

そして、コロナ禍において感染症の爆発的な拡大がないことを鑑みれば、町への愛着と誇りを持った多くの住民の皆様がこの困難に立ち向かっていただいているものと実感をしておりません。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にある経済活動は、各種施策の効果で持ち直しの動きが期待されるところでございますが、経済活動を再開させようとする動きと感染対策は両輪となり、世の中を動かすことは大変難しく、昨年末には冬の寒さの影響も加わって感染者が急増し、医療機関が切迫した状態となりました。それに伴い、本年1月に緊急事態宣言が発令され、活動の自粛をお願いさせていただいたところでございます。

また、国の地方財政対策では、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化推進に必要な措置を講じるものとされております。

さらに、本年は東日本大震災から10年目を迎えます。近年、記録的な大雨による災害が全国各地で頻発しており、いつどこで甚大な被害が発生しても不思議ではない状況でございます。国や県とも連携し、垂井町でも強靱化計画を策定し、町の防災・減災、国土強靱化対策に取り

組み、自然災害に備えてまいります。

さて、昨年末、ようやく府中の離山に企業を誘致することができました。工場進出と町の発展については、昭和33年に垂井町工場誘致に関する条例を制定いたし、これまで積極的に工場誘致に取り組んでまいりました。過去には垂井町の製造品出荷額が岐阜県内の100市町村で8位、町村ではトップとなった時代もございました。工場誘致策は産業の発展と雇用の確保に大きな役割を果たし、垂井町発展の基礎となったと認識いたしております。

そして、働く場所が町内にあるというのは、町にとりまして大きな強みでございます。国道21号線沿いに工場が立ち並び、府中地区にも企業誘致ができたのも、道路事情が劇的に変化した結果でございます。実際に工場が稼働するまでは少々時間を要しますが、垂井町といたしましても全力でサポートさせていただく所存でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応につきましては、感染症の拡大というかつて経験したことのない困難な状況の中で、さきの令和2年度補正予算により、生活支援や事業者支援等、様々な事業に取り組んでまいりました。特にワクチン接種につきましては、まだまだ供給スケジュールが知らされていない中ではございますが、町民の皆様の御理解をいただけるよう最大限の努力を払い、全町的な取組として進める覚悟でございます。垂井町でも対策チームを立ち上げ準備を進めておりますが、現在高齢者の方への接種希望調査を終了いたし、予診票発送に向けて調整をいたしておるところでございます。

依然、人口減少は僅かながらも進んでおるところでございますが、後ほど総合計画に沿って説明をさせていただきます。人口減少の要因や社会情勢の変化を踏まえながら、垂井町らしさを生かした持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また、子供を安心して産み育てることができ、暮らしやすい環境の整備や、高齢者や家族にとっても安心して暮らせるまちづくりに、引き続き国や岐阜県としっかり連携いたし、取り組んでまいります。

それでは、予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って重要施策を御説明申し上げます。

まず第1のテーマは「協働」であります。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

1-1. 協働では、新年度におきましては、まちづくり基本条例の制定から10年となりますことから、まちづくり基本条例10周年記念事業を開催いたします。

また、引き続き地区まちづくり協議会支援事業や地区まちづくりセンター運営事業などにも取り組んでまいります。

あわせて、地域の多様な課題の解決に向けて、団体が公益的な事業の実施方法を町に提案し、実施をいたします団体提案型協働事業や、町が提示する課題に対し、団体が具体的な事業の実施方法を提案し、実施をいたします行政提案型協働事業を団体と町とが協働し、取り組んでまいりますとともに、円滑な自治会運営の促進に向けて、自治会活動支援事業を継続して行って

まいります。

また、広報・広聴活動といたしまして、新年度におきましては、広報アドバイザーを配置し、広報「たるい」やホームページの充実を図ってまいります。

そのほか、町民の皆様と直接対話するふれあいトークを開催してまいります。

次に1-2. 人権では、町内に多数在住されます日本語が不自由な方のスムーズな行政手続を支援するため、庁舎内にポルトガル語通訳窓口を設置するなど、多文化共生事業を推進してまいります。

そのほか、偏見や差別のない社会の実現に向け、人権フォーラムの開催、人権啓発資料やリーフレットの作成など、人権教育・啓発に関する事業を継続して進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症によりますコロナハラスメントにつきましても、引き続き取り組んでまいります。

次に第2のテーマ「安全・安心」であります。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 防災・減災では、新年度におきましては防災行政無線の伝達多重化を図るため、LINEや防災アプリを活用した放送内容の発信や、戸別受信機の販売を開始するとともに、昨年度着手をいたしました防災行政無線設備の更新を引き続き行います。

また、地域防災計画の改定を行うとともに、土砂災害ハザードマップの作成や地震ハザードマップを改定してまいります。

さらに、避難所におけます新型コロナウイルス感染症対策用資機材をはじめとした防災備蓄品の整備、自主防災組織資機材購入費の助成及び防災士の育成などに継続して取り組むとともに、これらを通じて災害に対する体制の整備や、地域の防災力の強化に努めてまいります。

あわせて、垂井分団の小型動力ポンプの更新や、22年ぶりとなります消防団員報酬の見直しを行うなど、より一層消防団員の資質向上、消防設備の充実に取り組んでまいります。

また、建築物の耐震診断や耐震補強への支援も引き続き行ってまいりますとともに、災害の発生を防ぐための河川の適正な維持管理も進めてまいります。

2-2. 生活支援では、危険箇所へのカーブミラーの設置など、交通安全対策の取組を進めてまいりますとともに、併せて公衆街路灯の設置やLED化を進めるなど、防犯対策の取組を進めてまいります。

そのほか、小・中学校児童・生徒の保護者を対象とした一斉メール配信や通学路の巡回パトロールを実施する団体への支援を行うなど、学校防犯体制の強化を図ってまいります。

次に、第3のテーマは「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

3-1. 土地利用では、新年度におきましては引き続き旧庁舎跡地等活用事業を進めてまいります。

あわせて、都市再生整備計画事業の実施を進めるとともに、大垣都市計画区域の市街化区域

区分変更に向けての取組を進めてまいります。

また、土地一筆ごとの正確な筆界確認や地図作成に向け、地籍調査につきましても継続して進めてまいります。

次に、3-2. 道路では、道路改良4事業、舗装改良4事業、路側改良3事業の実施などによりまして、幹線道路や生活道路の整備を図ってまいります。

また、国道や県道の改良を促進するため、関係機関に要望活動を続けてまいります。

そのほか、橋梁改良2事業、併せて橋梁の定期点検を行い、緊急度に応じて補修にも取り組んでまいります。

次に、3-3. 地域公共交通では、巡回バスについて、これまでの住民ニーズなどを踏まえ、昨年10月からルート等の見直しによる新規運行をスタートいたしました。今後ともさらなる利便性の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止を図りながら、地域公共交通の形成に取り組んでまいります。

あわせて、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性を図るため、不破高校スクール線につきましても引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

そのほかJR東海運行本数の増加などを関係機関に働きかけ、垂井駅利用者の利便性向上にも努めてまいります。

3-4. 公園では、朝倉運動公園などの施設を適正に管理し、安全・安心な公園環境の提供に努めてまいります。あわせて、利用者の声を生かした公園づくりにも努めてまいります。

3-5. 空き家等対策では、新年度におきましては老朽化した危険な空き家等の除却費助成制度を創設するとともに、引き続き相談会の開催や空き家バンクの運用など、総合的な空き家等の対策を推進してまいります。

3-6. 上水道では、引き続き上水道施設と簡易水道施設の維持管理に努めてまいりますとともに、配水管布設替工事など、配水管網の整備・更新につきましても管路の耐震化に積極的に取り組んでまいります。

また、簡易水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組を継続いたし、新年度におきましては財務会計システムの環境整備を図ってまいります。

3-7. 下水道では、継続して公共下水道事業計画区域内における管網整備を行うとともに、引き続き浄化センター水処理施設増設事業を推進するなど、公共下水道事業の推進に取り組みます。

また、公共下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた取組を継続し、新年度におきましては資産調査を行ってまいります。

あわせて、浄化センターや農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

3-8. 環境では、環境汚染の防止や不法投棄の防止などの取組を進めるとともに、エコド

ームのより一層の利用促進を図り、ごみの減量化や再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。

あわせて、資源分別回収事業、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進などの取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、炉内耐火物補修工事などの実施により、ごみ処理施設等の充実を図りながら、今後とも安定したごみ処理体制の確保に努めてまいります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度に引き続きごみ袋の無償提供を行ってまいります。

次に、第4のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。

4-1. 工業では、引き続き優良企業の誘致に取り組むため、新年度におきましては新たな工場用地の開発可能性調査を行うとともに、町内に工場の新設・増設をされた企業に対して交付いたします工場等設置奨励金につきましても引き続き取り組んでまいります。

そのほか、勤労者や離職者への支援なども継続してまいります。

4-2. 商業では、引き続き産業振興を図るため、商工会事業への支援、町内の中小企業への支援及び住宅の新築、購入に係る移住者への支援やリフォームの助成につきましても行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度に引き続き発行額を倍にするなど、商工会が行いますプレミアム商品券発行事業への補助金の拡充を図ってまいります。

4-3. 観光では、新年度におきましては広域的な戦国武将観光推進事業といたしまして、垂井町における関ヶ原合戦のアニメーション動画の作成や、戦国謎解きラリーなどの観光プロモーション事業を展開してまいります。

また、本年4月にオープン予定の宮代案内所を起点とした観光推進を図るため、引き続き観光ボランティアガイドの養成及び観光協会への支援を行ってまいりますとともに、特産品のPR及び町外イベント出展への助成などにも取り組んでまいります。

あわせて、ハイキングコースや休憩所などの観光施設の整備も進めてまいりますとともに、観光基本計画の推進に向けた事業にも取り組んでまいります。

4-4. 農業では、新年度におきましては水田営農における農地利用の効率化、経営の合理化を図るため、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約を推進し、高性能の農業機械導入事業、新規就農者への支援を継続して行ってまいります。

あわせて、有害鳥獣における農作物等の被害を防止・低減させるため、有害鳥獣被害対策事業を継続して実施してまいりますとともに、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全管理の取組を支援する多面的機能支払事業などにつきましても継続して進めてまいります。

また、農業用ため池防災支援事業につきましては、農業用水の安定供給を図り、豪雨や大規

模な地震によるため池災害から町民の生命、財産を保護するため、受益農地のないため池の廃止工事も含めた防災工事など、農村地域の防災力向上に必要な事業を実施してまいりますとともに、ほ場整備事業につきましては引き続き栗原地区の整備を進め、併せて平尾地区の整備につきましても、地元の皆様の意見を集約調整し、新年度において事業採択に向けた調査を行ってまいります。

さらに、北部幹線農道整備事業も継続してまいります。

次に4-5. 林業では、新年度におきましては森林経営管理に関する意向調査に着手し、持続的な森林の維持管理を推進してまいります。

また、引き続き林道明神線開設工事を進め、森林居住環境整備事業に取り組んでまいりますとともに、団地間伐や作業道等の開設への支援など、一般造林事業も行っています。

あわせて、林業振興事業といたしましては、林道維持補修工事を進め、安全な林道整備に努めてまいります。

第5のテーマ「福祉・健康」であります。

ここでは「全ての住民が笑顔になれる優しさにあふれるまち」を目指してまいります。

5-1. 子育てでは、保健センター内に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、引き続き妊娠から子育てまで切れ目のない支援を積極的に行ってまいります。

また、働く親の支援といたしまして、認定こども園、留守家庭児童教室、病後児保育及び延長保育の充実に努め、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。特に新年度におきましては、少子化対策、子育て支援対策として、妊娠期の妊婦健康診査費用助成制度の拡充、出産後の産婦健康診査費用助成制度の創設及び出産後の母親への産後ケアの事業に取り組むとともに、加えてこども園利用者の利便性の向上と、保育業務の負担軽減効率化のため、こども園におけるICT化に向けた取組を進めてまいります。

また、就学前児童の成長を支援するため、児童発達支援事業所「いずみの園」やことばの教室も継続してまいります。

そのほか子育て支援センター、一時的保育及び児童手当の支給など各種事業を継続するとともに、援助を必要とする子供・家庭への支援体制を強化してまいります。

さらに、妊娠を望む夫婦への支援、乳幼児健康診査などにつきましても継続し、実施してまいります。

5-2. 高齢福祉では、新年度におきましては高齢者タクシー利用助成事業の対象年齢を85歳以上から80歳以上に引き下げ、高齢者の方々の通院や買物など、日常生活における移動手段的確保に努めるとともに、新たに長寿者の方々を応援するため、長寿お祝い商品券発行事業を行います。

そのほか老人クラブ活動への支援を行ってまいりますとともに、長寿者褒賞事業など長寿をお祝いする事業なども展開してまいります。

また、3月末で閉鎖をいたします西濃清風園の解体工事を行うとともに、介護予防・生活支

援事業や老人福祉センターの運営につきましても引き続き推進してまいります。

次に、介護保険では、昨年夏に連続して発生した事案を受け、新年度におきましては認知症高齢者に対する見守りシールの配布やGPS機器導入費用の助成制度を創設し、高齢者等の見守りSOSネットワーク事業を展開してまいります。

また、第8期介護保険事業計画に基づき、制度の適正な運営を進め、介護予防・生活支援サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を行います。

あわせて、引き続きひとり暮らし老人等緊急通報システムにより、自宅での事故等に24時間365日、専門のオペレーターにより相談体制の整備を図るなど、各種の取組を進めるとともに、地域包括支援センターの運営充実に努め、介護保険事業の充実にに向けた取組を進めてまいります。

5-3. 障がい福祉では、障がい者の方の福祉の増進を図るため、障がい福祉サービス等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療等事業、障害児通所給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業なども実施してまいります。

5-4. 健康・医療では、新年度におきましてはがん患者の方々を支援するため、医療用補正具を購入する費用や、ワクチン再接種費用を助成する制度を創設いたします。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、2月臨時町議会において関連予算をお認めいただきましたので、遅滞なく接種を開始できるよう現在準備を進めております。

そのほか、保健センターにおいて健康相談、健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、引き続き予防接種や各種がん検診など疾病予防対策に向けた取組につきましても進めてまいります。

また、乳幼児等の医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても引き続き実施してまいりますとともに、休日在宅当番・救急医療情報提供事業を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持し、継続してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、医療費が増加傾向にある中で健全財政を維持していくため、特定健康診査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。

あわせて、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診やぎふ・さわやか口腔健診の実施など、引き続き取組を進めてまいります。

次に、第6のテーマは「教育・文化」であります。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着を持った人材を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、新年度におきましてはGIGAスクール構想によるICTの積極的な活用を推進するため、大型ディスプレイの増設やICT支援業務など、児童・生徒の学びの充実にに向けた取組を進めてまいります。

また、中学生カナダ・カルガリー市派遣交流事業の中止に伴い、新年度以降は英語教育の充実に向けてより効果的な事業を展開するため、英語指導助手を1名増員し、2名体制で取組を進めてまいります。

あわせて、児童・生徒への学習支援やいじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー及び適応指導員などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

そのほか、学校、保護者及び地域が共に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、学校支援ボランティアへの登録を進め、コミュニティ・スクールを一層充実してまいります。

学校給食においては、地場産物を積極的に使用するとともに、老朽化した蒸気式消毒保管庫を更新するなど、衛生管理の徹底を図りながら、安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に取り組んでまいります。

また、子育て家庭の教育に係る経済的負担を軽減するため、給食費無償化事業については、栄養バランスが取れた給食は非常に大切であり、教育の一環と位置づけ、今年度の中学生に加え、新年度は小学生にも拡大してまいります。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、スポーツや文化活動を通じて、心豊かでたくましい子供を地域で育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、あったかい言葉がけ運動の推進や、町子ども会育成連絡協議会、町VY Sの活動への支援も行ってまいります。

あわせて、地区まちづくり協議会をはじめ青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成地区民大会の開催を通して青少年の健全な育成につなげてまいります。

また、小・中学校の児童・生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会につきましても引き続き実施してまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級や家庭教育学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。

また、文化会館におきましては、利用者の安全・安心を図るため、文化会館耐震補強等の改修工事を実施いたします。工事期間中、利用者の皆様をはじめ文化会館周辺、並びに役場庁舎の利用を含め、何かと御不便をおかけすることもあるかと存じますが、工事には万全を期してまいります。

そのほか、町展等の自主事業の開催についても継続して実施してまいります。

あわせて、タルイピアセンターにおきましては、図書館資料の収集などに取り組んでまいりますとともに、学習の場である生涯学習施設の適切な維持管理を図るため、新年度におきましては屋上防水工事を実施してまいります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援など、スポーツ団体の育成支援事業を進めてまいりますとともに、体育推進員等研修事業についても引き続き実施してまいります。

また、スポーツ・レクリエーション祭などのスポーツイベントの開催を通して、住民の方々の健康づくりや仲間づくりに努めてまいります。

なお、新年度におきましては、延期となりました東京2020パラリンピックの採火式を行うと

ともに、ねんりんピック岐阜2021については炬火式のほか、本町では10月に男女混合綱引き大会を開催いたします。

6-4. 文化では、垂井曳軸攀鱗閣後軸修理事業など、文化財の保存に向けた取組を進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしまして、文献資料等の収集などに取り組んでまいります。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会及び表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

第7のテーマは「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、新たにウイズコロナ、アフターコロナを見据え、垂井町版デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた取組を進めてまいります。新年度におきましては持ち運べる役場を目指し、LINEを活用しました分野ごとの情報発信、オンライン申請及び行政相談の自動応答の導入を行うとともに、税、使用料などのキャッシュレス決済の導入、住民票などのコンビニ交付の導入、及びこども園のICT化を行います。

そのほか、職員間でのリアルタイムコミュニケーションツール、いわゆるビジネスチャットの導入や、戸籍システム及び人事情報総合システムのクラウド化を行い、業務の効率化を図ります。

また、引き続き住民情報システムなど、安心・安全なシステム稼働環境の整備を進めてまいりますとともに、戸籍システム及び住基ネットワークシステムの充実や社会保障・税番号制度による個人番号カードの交付推進及び情報システムの標準化・共通化にも取り組んでまいります。

そのほか、本町における人口減少の要因を分析し、政策の方向性を検討していくための調査・研究の実施や、行政手続における書面、対面、押印規制の見直しに着手してまいります。

次に、7-2. 財政運営では、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら資産や債務を適正に把握し、効率的な財政運営に努めてまいります。

また、今年度策定をいたします公共施設の個別施設計画に基づき、今後の公共施設の在り方に関する検証、見直しにも努めてまいります。

あわせて、公共施設整備基金の継続的な積立てを行うなど、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて、計画的な財政運営に努めてまいります。

そのほか、適正・公平な課税・徴収業務の推進に努め、税収の確保にも取り組んでまいります。

7-3. タウンプロモーションでは、今年度連携協定を締結いたしました株式会社リトルクリエティブセンター様と官民連携を図りながら、町の持つ魅力や政策・情報を町内外へ発信し、関係人口の創出とシビックプライドの醸成を図るとともに、都市圏においては本町のタウ

ンプロモーション誌なども活用し、本町に関心を持つ関係人口の創出や、移住定住を促進する事業を展開してまいります。

また、地域の活性化を図るため、住民主体において運営するイベントに対する助成制度を創設いたします。

そのほか、移住される方に対して引き続き財政的な支援を行うとともに、ふるさと納税の推進により、自主財源の確保に併せて関係人口の創出に努めてまいります。

続きまして、令和3年度の予算額についてでございますが、一般会計で91億8,000万円、8つの特別会計、合計で72億7,487万円、水道事業会計7億200万円、合計171億5,687万円とするものでございます。

一般会計の予算規模は、令和2年度と比較いたしまして7.4%、6億3,000万円の増額となりました。歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気悪化などにより、町民税の減収が予想される一方で、既存企業工場の製造設備の拡張などにより、固定資産税は今年度並みとなる見込みから、町税全体といたしましては令和2年度当初比0.5%減の36億92万8,000円を見込んだところでございます。

また、地方交付税13億6,000万円、国県支出金15億3,529万6,000円、繰入金3億2,629万4,000円、町債9億8,000万円などを計上いたしました。

一方、歳出につきましては、依然として増加傾向にある社会保障費の増加や、今後の公共施設老朽化への対策等により今後歳出の増加が見込まれることから、コロナ禍を見据え、行財政改革を断行し、住民ニーズに合った質の高い事業を順次展開してまいります。

なお、予算編成に当たりましては、安全で安心な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供し続けるといった基礎自治体の使命を十分認識するとともに、第6次総合計画に掲げる人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略の実効性を確保し、緊急度や優先度を明確にしながら各種事務事業の予算を編成いたしました。

特に新年度におきましては、繰り返しになりますけれども、少子化対策や子育て・教育対策を重点課題と位置づけ、取組を進めてまいります。

そのほか文化会館耐震補強等の改修事業などの防災対策事業にも果敢に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、プレミアム商品券の倍額発行や、大変好評でございましたごみ袋の無償提供を行ってまいりる所存でございます。

結びになりますけれども、昨年末に府中離山に企業を誘致することができましたが、こうした本町の発展は、先人たちが幾多の苦難を乗り越え、積み重ねてきた礎の上でございます。町民の皆様と一丸となって、新型コロナウイルスという脅威に立ち向かい、この苦難を乗り越えることで、本町はさらなる飛躍に向けた新たな礎を築き上げられるものと確信しております。

新型コロナウイルスにつきましては、依然先行きが不透明な状況が続いておるところでございますが、総合計画に掲げます将来像「ひととまちが輝く地域共創都市～さらなるやさしさと

活気を求めて～」の実現に向けて取り組んでいく姿勢に変わることはございません。そのために、私の政治姿勢でございます「現場に出向いて、現実直接接触れ、現実を捉える」の三現主義を基本に、町民の皆様とともに力強く町政を推進してまいりたいと、そのように考えております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、令和3年度におけます主な施策事業について申し上げますが、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願いを申し上げ、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第15号から議第24号までの令和3年度各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をいたさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてお願い申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91億8,000万円とするものでございます。

歳入歳出予算書の5ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費、項1 議会費でございます。9,391万6,000円とさせていただきます。

続きまして、款2 総務費、項1 総務管理費でございます。9億8,344万円を計上させていただきました。特別職、総務課、企画調整課、会計課職員の人件費、庁舎等に勤務いたします会計年度任用職員の人件費、庁舎、普通財産の維持管理、電算管理に関します経費、統計調査、防災行政無線、交通安全など、多くの事業経費でございます。

主な経費といたしましては、旧庁舎跡地等活用事業に5,814万9,000円、防災行政無線（同報系）設備更新工事に9,000万円、防災行政無線伝達多重化事業に147万2,000円、防災行政無線戸別受信機導入事業に284万6,000円、タウンプロモーション事業に140万円、地区まちづくり協議会支援事業に1,620万8,000円、またまちづくり基本条例10周年記念事業に30万円などの経費を計上いたしました。

次に、項2 徴税費でございます。税の徴収に係ります経費でありまして、1億2,031万6,000円を計上させていただきました。

次に、項3 戸籍住民基本台帳費でございます。6,493万2,000円を計上させていただきました。円滑な事務処理と住民サービスの向上を図るため、戸籍システム、住基ネットシステムの運用経費、社会保障・税番号制度によります個人番号カードの交付促進、各種証明書のコンビニ交付サービス実施に関します経費でございます。

次に、項4 選挙費でございます。令和3年度につきましては、衆議院議員選挙の執行が予定されておりますことから、1,269万6,000円を計上させていただきました。

次に、項5統計調査費でございます。105万1,000円を計上させていただきました。令和3年度は工業統計調査、経済センサス活動調査などの実施がされますことから、調査員報酬等の経費を計上いたしました。

次に、項6監査委員費でございます。監査委員の監査に要する経費といたしまして63万2,000円を計上させていただきました。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費でございます。20億995万6,000円を計上させていただきました。福祉医療、高齢者福祉、障害者福祉、またさきの12月定例会に御承認をいただきました西南濃老人福祉施設事務組合承継に関する経費でございます。主なものといたしましては、令和2年度より乳幼児医療の対象年齢を15歳から18歳に引き上げさせていただきました。福祉医療費助成事業に3億216万8,000円を計上いたしました。

そのほか地域生活支援事業に2,365万8,000円、障害福祉サービス費等給付事業に4億2,288万9,000円、自立支援医療等事業に2,010万7,000円、西南濃老人福祉施設事務組合承継事業に5,668万6,000円を計上いたしました。

次に、項2児童福祉費でございます。14億1,559万6,000円を計上させていただきました。発達に支援が必要な児童に対しての児童発達支援事業、令和3年度からの認定こども園の運営・管理、児童手当の支給事業、留守家庭児童教室の運営等に要する経費でございます。主なものといたしまして、障害児通所給付費等給付事業に6,564万7,000円、子供のための施設等利用給付費負担金等に2,023万3,000円、公立こども園におきますICT化の推進事業に369万6,000円、児童手当支給費に4億1,352万円、留守家庭児童教室経費に4,926万7,000円を計上いたしました。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。3億2,253万7,000円を計上させていただきました。公害対策、斎場の管理、保健センターの運営等に関する経費でございます。主なものといたしまして、河川水質や大気検査に要する費用に70万5,000円、斎場施設の管理といたしまして、火炉補修工事等に485万円、保健センターの経費といたしまして、新たに妊婦健康診査費用の拡充と産婦健康診査費助成事業や産後ケア事業を展開する子育て世代包括支援センター運営事業で2,430万9,000円、妊娠を望む夫婦への支援事業といたしまして、不妊治療費の助成に457万5,000円、がん検診等の実施に2,574万3,000円、感染症予防のための予防接種の実施に7,190万4,000円を計上いたしました。

次に、項2清掃費でございます。4億1,505万1,000円を計上させていただきました。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンターの管理、エコパークの運営等に要する経費でございます。主なものといたしまして、クリーンセンターの焼却灰処理業務に2,800万円、焼却設備改修の工事請負費9,500万円、パッカー車購入に950万円、資源物の再利用・再資源化を図るため、エコパークの運営経費に1,287万8,000円を計上したところでございます。

続きまして、款5労働費、項1労働諸費でございます。労働者の離職者支援や教育訓練給付、不破郡労働者福祉協議会に対します支援などに要する経費934万8,000円を計上させていただきました。

ました。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費でございます。3億3,344万4,000円を計上させていただきました。農業の担い手への農地集積・集約化を図るための機構集積協力金交付事業に928万円、農業の生産性向上を図るため、用排水路の補修・改良、未整備農道の改良を行います農業農村整備事業に1,405万5,000円、栗原地区のほ場整備事業に3,403万円、平尾地区のほ場整備事業の実施に向け1,242万3,000円、防災の観点からも農業用ため池の適正管理を目的としたため池整備事業に1,190万円等を計上いたしました。

次に、項2林業費でございます。9,114万7,000円を計上させていただきました。森林の適切な整備及び保全を図るため、林道明神線開設工事の経費といたしまして5,130万円、森林の管理を促進いたします森林経営管理制度の推進に向けました森林地番現況図等作成や所有者の意向を確認する調査を行います森林経営管理事業に1,287万2,000円を計上いたしました。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。2億2,666万円を計上させていただきました。企業立地の促進、町内企業育成のための工場等設置奨励金といたしまして1億431万円、新たに工場用地開発可能性調査業務といたしまして500万円、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、地域経済の下支えのため商工会が発行いたしますプレミアム商品券の発行補助事業を含めました商工会事業への支援に2,390万円、住民が主体となり提案・実施するイベントに対しまして補助金を交付いたします提案型協働事業補助金に300万円、観光事業の振興、観光資源の開発を行うための観光協会の支援事業に1,100万円、また戦国武将観光ゆかりの史跡等を持つ市町村と広域観光の促進を目指します地方創生、広域的な戦国武将観光推進事業に1,200万円などを計上いたしました。

続きまして、款8土木費、項1土木管理費でございます。6,852万4,000円を計上させていただきました。道路台帳の管理、法定外公共物の管理業務に要する経費でございます。引き続き地籍調査業務といたしまして483万3,000円を計上いたしました。

次に、項2道路橋りょう費でございます。道路や橋梁の維持・新設・改良などの経費でございます。2億2,590万8,000円を計上させていただきました。道路維持費に3,839万5,000円、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業の栗原51号線道路改良工事、垂井表佐線歩道整備工事、垂井綾戸線路側改良工事、岩手1-1号線舗装改良工事と町単の路側改良工事2路線、舗装改良工事3路線と用地購入費用等に1億6,726万9,000円。

橋りょう維持費では、社会資本整備総合交付金事業を活用し、引き続き橋梁の定期点検を実施いたしますほか、野庵歩道橋橋梁補修工事、相川橋道路灯取替工事に1,980万円を計上いたしましたところでございます。

次に、項3河川費でございます。2,994万3,000円を計上させていただきました。河川の維持管理に要する経費でございます。自然と景観を活かした河川整備といたしまして、相川水辺公園の清掃作業等を行いますほか、社会資本整備総合交付金を活用し、洪水ハザードマップの修正、土砂災害ハザードマップの作成業務に860万円、町単で寺川流路工改良及びその他修繕

工事に940万円を計上いたしたところでございます。

次に、項4都市計画費でございます。5億6,816万6,000円を計上させていただきました。主な業務といたしましては、大垣都市計画区域区域区分変更図書作成業務、垂井駅周辺の整備事業、朝倉運動公園の施設管理事業でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金につきましては、4億6,943万6,000円を計上いたしました。

次に、項5住宅費でございます。良好な住環境の維持に必要な経費といたしまして3,528万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、款9消防費、項1消防費でございます。5億230万3,000円を計上させていただきました。消防水利、消防団設備等の計画的更新を行うもので、垂井分団小型動力ポンプ更新に252万円、また地域防災計画修正業務に416万8,000円を計上いたしました。

続きまして、款10教育費、項1教育総務費でございます。1億9,461万1,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、本年度、子育て世代の経済的負担の軽減を図る目的で中学生の給食費無償化をいたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環といたしまして、小学生の給食費無償化にも取り組み、1億980万円を計上させていただきました。また、特別な支援を要します児童・生徒及びその保護者に対しまして、指導・相談等を行います相談員等を配置いたします経費や、不登校の児童・生徒のために設置する適応指導教室の経費を計上したところでございます。

次に、項2小学校費でございます。2億3,990万9,000円を計上させていただきました。国のGIGAスクール構想により整備いたしました高速LAN回線及びWi-Fi環境と1人1台タブレットを授業に取り入れ、ICT教育のスムーズな展開を図ることを目的といたしましたICT支援業務、貸出しモバイルルーター整備、大型ディスプレイ装置の導入等を行ってまいります。また、個別支援講師等の配置や英語教育の充実を引き続き行ってまいります。そのほか、垂井小学校職員室等空調機器取替工事、宮代小学校駐車場舗装工事を行ってまいります。

次に、項3中学校費でございます。1億1,180万5,000円を計上させていただきました。小学校費と同様に、個別支援講師等の配置やICT支援業務、貸出し用モバイルルーターの整備、大型ディスプレイ装置の導入、さらにカナダ・カルガリー市派遣交流事業に代わりまして英語指導助手を1名増員し、英語教育の充実を図ってまいります。そのほか、不破中学校保健室・会議室等空調機器取替工事等の工事も行なってまいります。

次に、項5社会教育費でございます。4億4,090万5,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、心豊かでたくましい子供を地域で育む地域子ども教室の経費や、青少年が地域においてリーダーとして活動していくことを支援する青少年活動支援事業、さらに女性団体の育成事業を展開して男女共同参画社会の推進に努めてまいります。文化財の保護の観点から、垂井曳軸鳳凰山後軸の修理、攀鱗閣後軸蔵修理の事業も実施いたします。また、文化発信拠点の役割を担っております文化会館につきまして、令和2年度で耐震補強設計を行い、令和3年度におきましては、耐震補強工事関係費用2億4,276万3,000円を計上いたしました。

タリピアセンターにおきましては、屋上防水工事に1,200万円を計上したところでございます。

次に、項6保健体育費でございます。1億6,644万3,000円を計上させていただきました。町体育協会などの活動に対する支援事業や学校開放、その他の体育施設の運営に係ります事業、学校給食センターの施設設備改善経費でございます。給食センターにつきましては、食器消毒保管庫取替工事等といたしまして3,364万4,000円を計上したところでございます。

続きまして、款11災害復旧費でございます。

項1農林水産施設災害復旧費から項4その他公共施設災害復旧費までにつきましては、前年と同額を計上させていただきました。

続きまして、款12公債費、項1公債費でございます。4億6,541万8,000円を計上させていただきました。対前年6,359万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。本年度と同額4,000円を計上させていただきました。

続きまして、款14予備費、項1予備費でございます。本年度と同額の3,000万円を計上させていただきました。

以上、歳出合計91億8,000万円でございます。

歳入に入らせていただきます。

2ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税でございます。14億4,228万4,000円を計上させていただきました。前年比較いたしますと2,674万5,000円の減額となります。個人につきましては801万3,000円減の12億6,281万4,000円、法人につきましては、新型コロナウイルスの影響から1,873万2,000円減の1億7,947万円を計上いたしました。

次に、項2固定資産税でございます。19億2,681万4,000円を計上させていただきました。前年比較いたしますと954万7,000円の増額となりました。土地につきましては1,461万3,000円の減額、6億4,812万3,000円。家屋につきましては1,564万9,000円の減額、7億5,580万4,000円。償却資産につきましては3,590万1,000円の増額で、5億360万4,000円を計上させていただきました。

次に、項3軽自動車税でございます。前年比較いたしますと72万8,000円減の8,233万4,000円を計上させていただきました。

次に、項4町たばこ税でございます。前年比較いたしますと86万8,000円増額の1億4,949万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、款2地方譲与税から款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、国または県の予算の枠の範囲内で、市町村の一定の条件の下で配分されるものでございます。前年度、前々年度の実績により算出したところでございます。中でも、款10地方交付税、項1地方交付税におきましては、前年比較1億円の増額で13億6,000万円、普通交付税12億8,000万円、特別

交付税8,000万円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、款12分担金及び負担金、項2負担金でございます。5,422万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、こども園3歳未満児の保育料と西濃清風園の解体工事負担金でございます。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料でございます。9,828万2,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、留守家庭児童教室保育料、斎場使用料、住宅使用料、道路使用料等でございます。

次に、項2手数料でございます。税・戸籍・住民票などの証明手数料、一般廃棄物の処理手数料等に1億269万8,000円を計上させていただきました。

続きまして款14国庫支出金、項1国庫負担金でございます。6億3,254万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目2民生費国庫負担金で、児童手当国庫負担金に2億8,634万8,000円、障害者自立支援給付費負担金に2億1,088万6,000円でございます。

次に、項2国庫補助金でございます。1億7,145万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目1総務費国庫補助金で、地域公共交通確保維持改善事業に303万4,000円、個人番号カード交付事務費等に2,099万円、目2民生費国庫補助金で、児童福祉費国庫補助金に1,470万4,000円、地域生活支援事業に838万6,000円、目7土木費国庫補助金で、道路事業国庫補助金5,274万円、都市計画事業国庫補助金に5,579万5,000円などでございます。

次に、項3委託金でございます。376万4,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、国民年金事務費交付金等でございます。

続きまして、款15県支出金、項1県負担金でございます。3億4,954万9,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、目2民生費県負担金で、児童福祉費県負担金2,695万3,000円、児童手当県負担金6,358万6,000円、保険基盤安定県負担金1億2,005万5,000円、障害者自立支援給付費等県負担金1億2,675万5,000円でございます。

次に、項2県補助金でございます。3億1,890万7,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、目2民生費県補助金で、児童福祉費県補助金1,876万9,000円、福祉医療費県補助金9,344万9,000円、目5農林水産業費県補助金で、農業費県補助金1億4,137万3,000円、林業費県補助金4,215万円等を計上いたしました。

次に、項3委託金でございます。5,906万8,000円を計上させていただきました。主なものといたしまして、目1総務費委託金で、徴収費委託金4,196万1,000円、選挙委託金1,248万4,000円などを計上いたしました。

続きまして、款16財産収入、項1財産運用収入でございます。337万5,000円を計上させていただきました。

目1財産貸付収入に180万1,000円、目2利子及び配当金に157万4,000円を計上いたしました。

次に、項2財産売払収入でございます。2,000円を計上させていただきました。

続きまして、款17寄附金、項1寄附金でございます。4,941万9,000円を計上させていただき

ました。主なものといたしましては、目1一般寄附金で、ふるさと納税4,750万円などを見込んだものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1特別会計繰入金でございます。後期高齢者医療特別会計繰入金と介護保険特別会計繰入金で2,000円を計上いたしました。

次に、項2基金繰入金でございます。3億2,629万2,000円を計上させていただきました。

目1財政調整基金繰入金に2億7,000万円、目2減債基金繰入金に5,000万円を計上いたしました。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金でございます。本年と同額の2億円を計上させていただきました。

続きまして、款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料につきましては150万円、項2町預金利子につきましては1,000円を、項3貸付金元利収入につきましては25万円を、項5雑入につきましては1億1,070万6,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、保育無償化に伴います保育園、幼稚園の園児の給食費と、西南濃老人福祉施設事務組合受入金でございます。

続きまして款21町債、項1町債でございます。9億8,000万円を計上させていただきました。内訳といたしましては、目1総務債で、臨時財政対策債6億1,800万円、旧庁舎跡地等活用事業4,300万円、目7土木債で、地方道路整備事業4,900万円、目8消防債で、防災設備整備事業9,200万円、目9教育債で、文化会館耐震補強事業1億5,600万円、学校給食センター設備改修事業2,200万円でございます。

以上、歳入合計91億8,000万円でございます。

表紙、1ページに戻っていただきます。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定によりまして債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額に関しましては、第2表、債務負担行為によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

旧庁舎跡地等基本設計・実施設計業務につきましては、期間といたしまして令和4年度、限度額は5,000万円。固定資産課税台帳整備業務につきましては、期間といたしまして令和4年度から令和5年度まで、限度額は2,675万7,000円でございます。

表紙に戻っていただきまして、第3条、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができます地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関しましては、第3表によるものでございます。

申し訳ございませんが、8ページを御覧ください。

臨時財政対策債、旧庁舎跡地等活用事業、地方道路整備事業、防災設備整備事業、文化会館耐震補強等事業、学校給食センター設備改修事業、合わせて9億8,000万円の借入れを予定しております。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

表紙に戻っていただきまして、第4条、一時借入金でございます。一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございます。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもので、各項に計上いたしました給料、職員手当等及び共済費につきまして、予算額に過不足が生じた場合に、同一款内でこれら経費の各項の間の流用ができる旨を定めるものでございます。

続きまして、143ページから147ページまでは給与費明細書、148ページには債務負担に関する調書、149ページには地方債の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに議第16号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

青色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費3,428万7,000円でございます。前年度比較480万8,000円の増額でございます。事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項2徴税費194万5,000円でございます。前年度比較5万6,000円の減額でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項3運営協議会費5万1,000円でございます。前年と同額を計上しております。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款2保険給付費、項1療養諸費17億7,348万4,000円でございます。前年度比較5,248万円の減額でございます。医療費における保険者負担分等でございます。被保険者数の減少による影響を想定しながら、実績の数値も参考に算定しております。

次に、項2高額療養費2億5,040万1,000円でございます。前年度比較1,080万円の減額でござ

ございます。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項3移送費2,000円でございます。前年度と同額の予算額を計上し、科目設定をさせていただきます。

次に、項4出産育児諸費630万4,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございます。実績数値を踏まえて前年度と同額の予算額を計上いたしました。

次に、項5葬祭諸費225万円でございます。前年度比較15万円の減額でございます。葬祭費を支給する費用でございます。実績の数値を参考に算出をしております。

続きまして、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分4億4,989万3,000円でございます。前年度比較149万5,000円の減額でございます。医療給付費分納付金として県に納付するものでございます。

次に、項2後期高齢者支援金等分1億5,232万3,000円でございます。前年度比較477万5,000円の減額でございます。医療給付費分と同様、後期高齢者支援金等納付金として県に納付するものでございます。

次に、項3介護納付金分4,682万8,000円でございます。前年度比較287万3,000円の減額でございます。医療給付費分と同様、介護納付金分納付金として県に納付するものでございます。

続きまして、款4保健事業費、項1保健事業費146万8,000円でございます。前年度比較60万7,000円の減額でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知に係ります経費でございます。

次に、項2特定健康診査等事業費2,262万5,000円でございます。前年度比較382万6,000円の減額でございます。特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。実績を踏まえて減額とした予算を計上しております。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金14万8,000円でございます。前年度比較2万8,000円の増額でございます。基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款6公債費、項1公債費12万8,000円でございます。前年度と同額の予算額を計上いたしました。一時借入金に係ります利子分でございます。前年度と同額で予算計上しております。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金210万1,000円でございます。前年度比較60万円の増額でございます。国民健康保険税の過年度分還付金でございます。

続きまして、款8予備費、項1予備費2,576万2,000円でございます。前年度比較162万6,000円の増額でございます。収支の均衡を図るために予算計上させていただきました。

以上、歳出合計27億7,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせて、予算資料は6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税5億3,667万3,000円でございます。前年度比較

1,000万円の減額でございます。被保険者数が減少傾向にあることや、低所得者に係ります国民健康保険税の軽減の拡充により、減少する傾向と考えているところでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料22万円でございます。前年度と同額を計上しております。国民健康保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上させていただきました。

続きまして、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金1,000円でございます。災害臨時特例補助金でございまして、科目設定をさせていただきました。

続きまして、款6 県支出金、項1 県補助金20億3,896万7,000円でございます。前年度比較6,454万6,000円の減額でございます。福祉医療に係る国費減額分の補助であります国庫負担金減額措置対策費補助金、それから歳出の款2 保険給付費、項1 療養諸費、項2 高額療養費、項3 移送費の合計額に相当します普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金でございます。

続きまして、款8 財産収入、項1 財産運用収入14万8,000円でございます。前年度比較2万8,000円の増額でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款9 繰入金、項1 他会計繰入金1億7,322万8,000円でございます。前年度比較401万4,000円の増額でございます。一般会計からの繰入金で、国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金、福祉医療等による医療費の波及増分に係りますその他一般会計繰入金でございます。

次に、項2 基金繰入金1,000円でございます。前年と同額を計上しております。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定をするものでございます。

続きまして、款10 繰越金、項1 繰越金1,735万9,000円でございます。前年度比較39万2,000円の増額でございます。繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料4,000円、項2 町預金利子1,000円、項3 雑入339万8,000円でございます。前年度比較11万3,000円の増額でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上いたしております。

以上、歳入の合計27億7,000万円でございます。

次に、1 ページにお戻りをお願いいたします。

第2条の一時借入金でございますが、借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

なお、18ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第16号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

○議長（後藤省治君） 課長、説明の途中でございますが、ちょっとしばらく休憩いたしたいと思っておりますので、休憩の後にまた説明をお願いいたしたいと思っております。16号で一旦切りたいと思っております。

それでは、説明の途中でありますが、しばらく休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

補足説明を続けていきたいと思えます。

住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 続きまして、議第23号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計
予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は9ページ
をお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費824万7,000円でございます。前年度比較47万6,000円の増額で
ございます。事務に係ります職員の人件費、被保険者証の更新等に係ります経費を計上して
おります。

次に、項2徴収費72万4,000円でございます。前年度比較8,000円の減額でございます。保険
料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金3億
5,757万9,000円でございます。前年度比較829万5,000円の減額でございます。岐阜県後期高齢
者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります事
業費負担金でございます。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費1,121万7,000円でございます。前年
度比較14万2,000円の減額でございます。後期高齢者の健康診査、すこやか健診やさわやか口
腔健診に係ります経費でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金22万円でございます。保険料の過年
度分還付金でございます。前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項2繰出金1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費201万2,000円でございます。前年度比較103万1,000円
の減額でございます。収支の均衡を図るために予算計上をさせていただきました。

以上、歳出の合計3億8,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は6ページをお願い
いたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料2億7,850万円でございます。前年

度比較1,140万円の減額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。

続きまして、款2 使用料及び手数料、項1 手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、款3 後期高齢者医療広域連合支出金、項1 委託金1,051万7,000円でございます。前年度比較90万2,000円の減額でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。すこやか健診等に係ります保健事業費委託金と、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金8,914万3,000円でございます。前年度比較311万6,000円の増額でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で、保険基盤安定制度としての繰入金、保健事業に係る町負担分の保健事業繰入金でございます。

続きまして、款5 繰越金、項1 繰越金178万6,000円でございます。前年度比較18万6,000円の増額でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料1,000円、項2 預金利子1,000円、項3 雑入1,000円、科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計3億8,000万円でございます。

なお、予算書の12ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第23号 令和3年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明をさせていただきました。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

〔上下水道課長 太田宣男君登壇〕

○上下水道課長（太田宣男君） 演壇にて説明させていただきます。

私からは、上下水道課が所管いたします3つの特別会計と企業会計の合わせて4件について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第17号 令和3年度垂井町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

簡易水道事業につきましては、北部簡易水道と栗原簡易水道に係ります維持管理に要する経費を計上しています。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,860万円と定めるもので、前年度と比較いたしまして210万円の増額となっています。

それでは、第1表、歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございますので、併せて御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費は2,932万3,000円、前年度比6万7,000円の減でございます。人件費や事務的経費のほか、地方公営企業法の適用に向けての簡易水道事業資産調査評価業務に係る経費を計上しております。

款2事業費、項1事業費は3,571万9,000円、前年度比213万3,000円の増で計上しています。主に北部簡易水道のテレメーター更新工事のほか、2つの簡易水道施設に係ります浄水処理及び維持管理に要する経費を計上しています。

次に、款4予備費、項1予備費ですが、355万7,000円を計上しています。

次に、款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は1,000円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金で464万円、前年度比140万円の減でございます。新規の給水に伴う加入金、分水工事負担金などを計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料は4,515万7,000円、前年度比22万8,000円の増で、使用実績に基づき算出した水道使用料でございます。

次に、項2手数料は2万2,000円、督促手数料などを見込んでいます。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入は7,000円、基金の利子収入を見込んでいます。

次に、款4繰入金、項2基金繰入金は1,377万2,000円、前年度比327万2,000円の増で、簡易水道事業の公営企業会計への移行に係ります経費に充てるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金500万円を計上しております。

次に、款6諸収入、項1町預金利子及び項2の雑入はそれぞれ1,000円を計上しました。

以上が歳入でございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第17号 令和3年度垂井町簡易水道特別会計予算でございます。

続きまして、議第18号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

水色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,280万円と定めるもので、前年度と比較いたしまして1億3,300万円の増額となっております。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は6ページでございます。

款1公共下水道費、項1公共下水道費は9億18万6,000円、前年度比1億2,105万5,000円の

増でございます。浄化センター水処理施設の増設に係る事業費の増によるものでございます。令和3年度の公共下水道整備につきましては、垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託を引き続き実施するとともに、面整備につきましては、垂井第1幹線の整備及び面整備約3ヘクタールを実施する予定をしております。また、府中地区の下水道整備に伴います詳細設計、浄化センターの流入量の増加に対応するため、放流ポンプの増設及び浄化センターの汚水処理維持管理に要する経費などを計上しています。

次に、款3公債費、項1公債費は4億1,105万9,000円、前年度比1,140万8,000円の増です。令和2年度までの借入れに対します元利償還金でございます。

次に、款4予備費、項1予備費は155万5,000円を見込んでいます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金で2,208万4,000円、こちらは下水道事業に係ります受益者負担金でございますが、前年度比275万2,000円の増でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料は2億1,881万6,000円、前年度比186万2,000円の増でございます。約4,055世帯分の下水道使用料を見込んでいます。

次に、項2手数料が65万円、排水設備公認業者登録手数料及び督促手数料でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫補助金は2億7,520万円で、令和3年度に実施いたします公共下水道事業の補助対象事業に対し、国からの補助金を受け入れるものでございます。

次に、款4県支出金、項1県補助金は1,000円を計上しています。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金は4億6,943万6,000円で、前年度比1,497万9,000円の減でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金は前年度繰越金2,000万円を見込んでおります。

続きまして、款8諸収入、項1預金利子につきましては1,000円を計上いたしまして、項2雑入につきましては1万2,000円を計上しております。

次に、款9町債、項1町債は3億660万円、事業量の増に伴いまして前年度比6,290万円の増で、下水道事業債を見込んでおります。こちらにつきましては、公共下水道の整備に係ります起債対象事業につきまして起債を起こすものでございます。

以上が歳入でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第2条で地方債について定めています。地方債発行につきまして、4ページ、第2表に掲げさせていただいています。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額3億660万円。起債の方法は、証書借入れ及び証券発行。利率は5%以内。償還の方法につきましては、借入先の融資条件によるものとするものでございます。

次に、第3条で一時借入金につきまして、借入れの最高限度額を2億円と定めるものでございます。

また、15ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第18号 令和3年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第19号 令和3年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

オレンジ色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,080万円と定めるもので、前年度比720万円の減でございます。農業集落排水事業につきましては、北部第1と伊吹の2つの農業集落排水処理施設に係ります汚水処理及び維持管理に要する経費を計上しています。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。また、予算資料は7ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費は55万2,000円、業務委託料の減によりまして、前年度比724万5,000円の減でございます。

款2管理費、項1維持管理費は2,195万円、前年度比17万8,000円の増でございます。2つの処理施設に係ります汚水処理に要する経費と維持管理経費を計上しています。

款4公債費、項1公債費は746万6,000円、前年度同額でございます。伊吹農業集落排水処理施設の建設時に借入れをいたしました建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は83万2,000円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は46万7,000円、前年度比53万3,000円の減でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料が990万2,000円、前年度比12万円の減で、農業集落排水事業の処理世帯約145世帯分の使用料でございます。

項2手数料は1,000円で、督促手数料でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入は1,000円を見込んでいます。

款4繰入金、項1他会計繰入金は1,882万7,000円、前年度比45万3,000円の増でございます。一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金160万円を見込んでおります。

款6諸収入、項1預金利子及び項2雑入は、それぞれ1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付していますので、お目通しを

お願いいたします。

以上が議第19号 令和3年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

続きまして、議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

黄色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第2条で業務の予定量を明記しております。給水件数9,049件、年間総配水量は356万6,000立方メートル、1日平均配水量は9,770立方メートルを見込んでいます。主要な建設改良事業といたしまして、施設改良費事業では公共下水道事業に伴う配水管布設替工事のほか、老朽化に伴います配水管の布設替工事などを計上しております。また、相川左岸地域施設改良事業では、送・配水管布設工事を計上しています。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入予定額でございますが、第1款水道事業収益といたしましては4億4,290万2,000円、前年度比338万7,000円の増でございます。内訳としましては、第1項営業収益は4億383万8,000円、前年度比308万4,000円の増で、前年度までの使用実績に基づき算出した水道使用料などを見込んでいます。

また、第2項営業外収益は3,906万3,000円、前年度比30万3,000円の増でございます。長期前受金戻入などを見込んでいます。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、支出予定額でございます。

第1款水道事業費用といたしまして4億4,001万9,000円、前年度比430万9,000円の増でございます。内訳としましては、第1項営業費用が3億7,854万7,000円で、626万円の増で、人件費を含む浄水処理及び維持管理に要する費用を計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしましては、企業債利息や消費税などで5,745万円、企業債利息の減に伴い前年度比191万6,000円の減でございます。

次に、第3項特別損失といたしまして20万円を計上いたしました。宅内漏水の減免などの過年度収益を減額処理するため、前年度の実績に基づき算出し、計上しています。

次に、第4項予備費は382万2,000円を計上しています。

続きまして、第4条で資本的収入及び支出の予定額を定めています。

第1款資本的収入といたしましては5,243万2,000円、前年度比1,005万円の減でございます。下水道事業に伴う布設替工事の原価事業量の減に伴い減額となっております。

資本的収入の内訳といたしまして、第1項加入金は新規給水加入金として508万2,000円、第2項工事負担金は、公道分工事負担金として600万円、第3項他会計負担金では、公共下水道事業に伴います布設替工事等負担金といたしまして4,135万円を計上しました。

次に、2ページへ移っていただきまして、歳出予定額でございます。

第1款資本的支出といたしまして2億6,198万1,000円、前年度比769万1,000円の増ござい

ます。内訳といたしまして、第1項建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業としまして相川左岸低区送・配水管布設工事を計上いたしました。また、公共下水道事業に伴う配水管布設替工事、配水管網の整備更新工事などで1億6,132万6,000円、第2項企業債償還金で1億65万4,000円、第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億954万900円は、過年度分損益勘定留保資金2億954万9,000円で補填するものでございます。

次に、第5条で一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を2,982万1,000円と定めるものでございます。

第7条では、たな卸資産購入限度額を1,255万7,000円と定めるものです。

なお、13ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書などを添付しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、上下水道課所管に係ります特別会計の予算につきましての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第20号から議第22号まで、令和3年度特別会計予算3件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第20号 令和3年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

緑色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,160万円と定めるもので、前年度比280万円の減額となっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料7ページ下段を御覧ください。

款1認定審査費、項1認定審査費は1,150万円、前年度比283万4,000円の減額でございます。認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

次に、款2予備費、項1予備費は10万円、前年度比3万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は372万1,000円、前年度比87万8,000円の減額でございます。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っていることから、ここで関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、支出見込額に対しまして平等割分30%、人口割分70%とし、人口割分につきましては2町の65歳以上の方の人口比率によ

り積算し、計上しております。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金は772万9,000円、前年度比182万2,000円の減額でございます。これは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金で14万9,000円を計上しております。

次に、款5諸収入、項1町預金利子は1,000円を計上しております。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

続きまして、議第21号 令和3年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億円と定めるもので、前年度比1億3,700万円の増額となっております。

次に、第2条でございますが、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお開きください。また、併せて予算資料8ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費は2,548万4,000円、前年度比54万6,000円の増額となっております。こちらは介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費事務費などを計上しております。主な増減の理由につきましては、介護保険制度改正等システム改修業務委託料によるものでございます。

次に、項2徴収費の51万1,000円ですが、前年度比9,000円の減額で、保険料に係ります納付書の印刷、郵送料を計上しております。

次に、項3認定審査費の1,057万6,000円でございますが、前年度比31万5,000円の減額となっております。こちらは主治医意見書作成等手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費の23億8,770万円でございますが、前年度比1億4,576万円の増額となっております。こちらは要介護の方が受ける介護サービスに係ります給付費を計上しております。主な増減の理由につきましては、特に施設介護サービス給付費において増加を見込んだことによるものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費の3,370万円ですが、前年度比48万円の減額となっております。こちらは要支援の方が受ける介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

次に、項3サービス給付費諸費の210万円ですが、前年度比6万円の減額で、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

次に、項4高額介護サービス等費の5,510万円ですが、前年度比594万円の増額で、同月内に利用した介護サービスの合計額が自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しており

ます。

次に、項5 特定入所者介護サービス等費の9,110万円ですが、前年度比548万円の減額で、施設サービス等を利用された場合、サービス費用の自己負担のほかに居住費、食費等が自己負担となるわけですが、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、居住費等につきましても自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、項6 高額医療合算介護サービス等費の710万円ですが、前年度同額で、介護保険と医療保険の自己負担額の合計が年間の自己負担の上限額を超えた際に支給するものを計上しております。

次に、款3 財政安定化基金拠出金、項1 財政安定化基金拠出金の1,000円ですが、県への拠出金を計上しております。

次に、款4 地域支援事業費、項1 一般介護予防事業費の618万1,000円ですが、前年度比59万5,000円の増額で、介護が必要とならないよう介護予防を目的とした事業を行う経費を計上しております。

次に、項2 包括的支援事業・任意事業費の1,464万2,000円ですが、前年度比275万8,000円の増額で、包括的・継続的ケアマネジメント事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。主な増減の理由につきましては、任意事業費において、認知症高齢者の方への見守り支援となる事業を新たに見込んだことによるものです。

次に、項3 介護予防・生活支援サービス事業費の2,846万3,000円ですが、前年度比445万2,000円の減額で、要支援の方等を対象にした訪問型サービス等の負担金と介護予防ケアマネジメント委託料などを計上しております。

次に、款5 基金積立金、項1 基金積立金の1万7,000円ですが、こちらは介護保険基金利子分を計上しております。

次に、款6 予備費、項1 予備費は2,177万3,000円を計上いたしました。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金ですが、1,555万1,000円を計上いたしました。

次に、項2 繰出金ですが、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

歳入につきましては、国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして、それぞれ計上しております。

款1 保険料、項1 介護保険料の6億850万6,000円ですが、前年度比4,116万3,000円の増額となっております。こちらは第1号被保険者の介護保険料で、給付費総額と地域支援事業費の23%相当額でございます。増額の理由は、本年度、第8期いきがい長寿やすらぎプラン21の策定を進めておりますが、保険料の基準月額を6,150円へ見直すことによるものでございます。

次に、款 3 使用料及び手数料、項 2 手数料の 3 万 6,000 円は督促手数料で、前年度と同額を計上しております。

次に、款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金の 4 億 5,286 万 1,000 円ですが、前年度比 2,185 万 2,000 円の増額となっています。こちらは介護給付費国庫負担金で、国の負担割合といたしまして居宅介護給付費の 20%と、施設給付費の 15%相当分を計上しております。

次に、項 2 国庫補助金の 9,527 万 8,000 円ですが、前年度比 786 万 5,000 円の増額となっています。こちらは調整交付金の介護給付費総額の 3%相当分、地域支援事業に係る事業費の総合事業分の 20%、包括的支援・任意事業分の 38.5%相当分、及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要取組のために交付される保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金をそれぞれ計上しております。

次に、款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金の 7 億 509 万 2,000 円ですが、前年度比 3,829 万 3,000 円の増額となっております。こちらは第 2 号被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額と地域支援事業費の 27%相当分を計上しております。

次に、款 6 県支出金、項 1 県負担金の 3 億 8,460 万 1,000 円ですが、前年度比 2,549 万 4,000 円の増額となっております。こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅給付費の 12.5%、施設給付費の 17.5%相当分を計上しております。

次に、項 2 財政安定化基金支出金の 1,000 円は前年度と同額を計上しております。

次に、項 3 県補助金の 715 万 2,000 円ですが、前年度比 4 万 9,000 円の増額となっております。こちらは地域支援事業費の県交付金として、総合事業分 12.5%、包括的支援・任意事業分 19.25%相当分を計上しております。

次に、項 4 委託金の 1,000 円は、前年度と同額を計上しております。

次に、款 7 財産収入、項 1 財産運用収入の 1 万 7,000 円ですが、基金の利子を計上しております。

次に、款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金の 3 億 8,222 万 6,000 円ですが、前年度比 1,901 万 2,000 円の増額となっております。こちらは一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金として介護給付費の 12.5%相当分の町負担分 3 億 2,210 万円をはじめ、事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、項 2 基金繰入金の 1,000 円は、前年度同額を計上しております。

次に、款 10 繰越金、項 1 繰越金の 5,720 万 1,000 円は、前年度繰越金を計上しております。

次に、款 11 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料の 2,000 円、項 2 預金利子の 1,000 円は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、項 3 雑入の 702 万 3,000 円ですが、前年度比 121 万 7,000 円の増額となっております。こちらは介護予防サービス計画費等に係る収入を計上しております。

次に、款 12 町債、項 1 財政安定化基金貸付金の 1,000 円は、前年度と同額を計上しています。なお、23 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

続きまして、議第22号 令和3年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明をさせていただきます。

だいたい色の表紙、1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。あわせて、予算資料9ページ上段を御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費は107万円、前年度と同額でございます。認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は30万4,000円、前年度比3,000円の増額でございます。本審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置し運営を行っておりますので、ここでは関ヶ原町の負担分を計上しております。負担割合につきましては、平等割分が30%、人口割分70%とし、人口割分につきましては、2町の障害者手帳の所持者数の割合により積算をしております。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金は66万2,000円、前年度比1万9,000円の減額でございます。こちらは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金は前年度繰越金で、10万4,000円を計上しております。

なお、8ページに給与費明細書をつけておりますので、お目通し願います。

以上、健康福祉課が所管いたします議第20号から議第22号まで、令和3年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第15号 令和3年度垂井町一般会計予算から議第24号 令和3年度垂井町水道事業会計予算までは、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12人の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に廣瀬隆博君、副委員長に安田功君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第3 議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第11号 垂井町消防団条例の一部改正について

議第13号 町道路線の認定について

議第14号 町道路線の廃止について

○議長（後藤省治君） 日程第3、議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正についてから議第11号 垂井町消防団条例の一部改正についてまでと、議第13号 町道路線の認定について及び議第14号 町道路線の廃止についてを一括議題といたします。朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第2号から議第11号まで及び議第13号と議第14号を一括して御説明申し上げます。

議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、マイナンバーカードを利用した保険医療機関等での電子資格確認の運用開始に伴い、受給者証の提示に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

議第4号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険料の改定と、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと、議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてと、議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと、議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

次に、議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正につきましては、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅の1戸の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第11号 垂井町消防団条例の一部改正につきましては、消防団員確保のために団員の処遇改善を行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第13号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道2路線を認定するものでございます。

議第14号 町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、町道2路線を廃止するものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 藤江和明君。

○税務課長（藤江和明君） 私からは、議第2号 垂井町税賦課徴収条例及び垂井町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当該法律を引用して新型コロナウイルス感染症を定義している条例について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表の1ページを御覧ください。

第1条は、垂井町税賦課徴収条例の一部改正でございます。

附則第32条第1項第1号中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の引用規定を、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改め、定義を具体的に示したものでございます。

次に、第2条は、垂井町国民健康保険条例の一部改正でございます。

附則第2条第1項中、第1条と同様に新型インフルエンザ等対策特別措置法の同引用規定を改め、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に示したものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議第2号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第3号から議第8号まで6議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず議第3号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が令和2年10月1日に施行され、被保険者記号番号が個人単位化されたこと、ま

た保険医療機関等の被保険者資格の確認においてオンライン資格確認が始まることなどに伴い、条例の一部改正をするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の2ページを御覧ください。

第7条では、福祉医療の受給者証の提示について定めております。改正前は、被保険者証などに添えて受給者証を提示することとしていましたが、今回、保険医療機関等でのオンライン資格確認の開始に伴い、被保険者などであることの確認を受けた上、受給者証を提示するに改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

次に、議第4号 垂井町介護保険条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、現在、介護保険法第129条の規定に基づき進めております第8期垂井町介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料の改正をお願いするものでございます。

介護保険事業計画は、同法第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針として3年ごとに定めることとなっており、過去の給付等の実績、要支援・要介護者の人数、実施する事業やサービスの量などを踏まえ、財政の均衡を保つことができるよう、令和3年度から令和5年度までの3か年の保険給付費を推計しましたところ、基準月額6,150円の保険料を算出いたしましたので、保険料改正に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

また、この改正に加え、介護保険法施行令の改正による規定の見直しを行うほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症が新たに定義づけられましたので、これに伴う所要の改正も併せてお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の3ページを御覧ください。

第2条の保険料率では、第1項で、対象の期間を令和3年度から令和5年度までの3年間に改めるとともに、保険料の見直しに伴い、同項第5号において規定する基準額を7万3,800円に改め、同項第1号から第4号までは、本人の所得金額と課税年金額の収入分の合計金額により基準額に負担率0.5から0.9までを乗じた年額に、また同項第6号から第12号までは、本人の町民税が課税であるものの、合計所得金額により基準額に負担率1.2から1.75までを乗じた年額に改めるものでございます。

次に、同条第2項から第4項までは、第1号被保険者のうち、所得の少ない第1段階から第3段階に該当する方の減額賦課について定めるもので、それぞれ対象期間を令和3年度から令和5年度に改め、準用する各年度の保険料についてもそれぞれ改めるものでございます。

次に、制定附則第8条では、新型コロナウイルスについて、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法において定義づけされ、本条例の規定においても当該特措法からの引用を行っておりましたが、このたび感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において

新型インフルエンザ等感染症へ追加規定されたことを受け、新たに規定された文言への見直しを行うものでございます。

次に、制定附則第9条として、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例に関する規定を新たに追加するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行し、経過措置としまして、本条例第2条の規定は令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については従前の例によるものとしております。

次に、議第5号から議第8号までの4議案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、各議案において同様の改正が繰り返される箇所がございますので、一部省略し、御説明申し上げます。

まず議第5号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、夜間対応型訪問看護におけるオペレーター等の配置基準を緩和するもの、また感染症の予防及びまん延の防止のための措置、ICTの活用等について新たに規定するものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表6ページを御覧ください。

初めに、目次におきまして新たに第10章として雑則を加え、電磁的記録等の規定を追加するものでございます。

次に、第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則では、第3項として、指定地域密着型サービス事業者における利用者の人権の擁護等に必要な体制を整備すること、また第4項として、同事業者は指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険法に規定する関連情報等を活用し、サービスに努めることの2項を加えるものでございます。

次に、第6条第5項では、同項第1号から第8号において、新たに追加する第47条第4項の規定を加えるもの。第31条の運営規程では、虐待防止のための措置に関する事項を追加し、これに伴い繰下げを行うものでございます。

次に、第32条の勤務体制の確保等では、第5項として、ハラスメント対策の強化として、適切な対策を求めることを追加するもの。第32条の2、業務継続計画の策定等では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定など所要の規定を追加するもの。第33条の衛生管理等では、第3項として、感染症対策の強化として、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者が講じる措置に関する規定を追加するものでございます。

次に、第34条の掲示では、第2項として、利用申込者のサービス選択に必要な重要事項の掲

示について、書面による関係者への閲覧により代えることを可能とする規定を追加するもの。第39条の地域との連携等では、会議や多職種連携におけるICTの活用として、介護・医療連携推進会議において、テレビ電話等を活用しての実施を認めるため、所要の改正を行うもの。第40条の2の虐待の防止では、高齢者虐待の発生または再発を防止するため、事業者が講じる措置に関する規定について追加するものでございます。

次に、第47条の訪問介護員等の員数では、夜間対応型訪問介護事業におけるオペレーターの配置基準等の緩和について所要の改正を行うもの。第55条の運営規程は、第31条の改正と同様、第56条の勤務体制の確保等では、地域の実情に応じて、他の訪問介護事業者や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に事業を一部委託すること、複数の事業者間で随時対応サービスを集約することなどを可能とするものに改めるものでございます。

次に、第57条の地域との連携等では、指定夜間対応型訪問介護事業者の利用者以外の訪問介護の提供に努める規定を加えるもの。第59条の準用については、今回の改正により新たに追加された条項に伴い、準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第59条の9の指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針及び第59条の10の地域密着型通所介護計画の作成では、地域密着型通所介護従業者として字句の整理を行うもの。第59条の12の運営規程につきましても、第31条の改正と同様、第59条の13の勤務態勢の確保等では、第3項で従業者の資質向上のため、認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する見直しを行うことと併せて、第4項については第32条の改正と同様でございます。

次に、第59条の15の非常災害対策では、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努める規定を追加するもの。第59条の16の衛生管理費では、感染症対策の強化として事業所が講じる措置に関する具体的な内容について規定を加えるもの。第59条の17の地域との連携等では、第39条と同様でございます。

次に、第59条の20の準用及び第59条の20の3の準用ですが、今回の改正により新たに追加された条項に伴い、準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第59条の34の運営規程では、第31条と同様、第59条の36の安全・サービス提供管理委員会の設置では、安全・サービス提供管理委員会をテレビ電話等の活用により行うことができることを加えるもの。第59条の38の準用では、準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第64条の従業者の員数では、第66条にて新たに追加する規定を引用するため、略称規定を追加するもの。第65条の利用定員等では、今回の改正に伴い新たに追加された条項について、規定の見直しを行うもの。第66条の管理者では、管理者の配置基準の緩和についての規定を加え、第73条の運営規程は第31条の改正と同様、第80条の準用では準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第82条の従業者の員数等では、指定介護老人福祉施設等と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合における介護職員の兼務を可能とするための改正を加えるもの。第83条の管理者では、今回の改正により生じた条項ずれの修正、第87条の心身の状況等の把握では、第

39条と同様でございます。

次に、第100条の運営規程では第31条と同様、第108条の準用では準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第110条の従業者の員数では、複数事業者で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、所要の改正を行うもの。第111条の管理者では、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所において、本体事業所と共同の管理者を充てることのできる旨の規定を追加し、これに伴い項の繰下げを行うもの。第113条では、認知症対応型グループホームの経営の安定性を図るため、共同生活住居のユニット数について所要の改正を行うものでございます。

次に、第117条の指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針では、第59条の36と同様に、検討委員会をテレビ電話等の活用により行うことができることを加え、業務効率化の観点から、小規模多機能型居宅介護等と同様に第三者が出席する運営推進会議等による外部評価を受けることとする改正。第121条の管理者による管理では、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における適用除外規定を追加するもの。第122条の運営規程は第31条の改正と同様でございます。

次に、第123条の勤務体制の確保等は、第59条の3の改正と同様、第128条の準用では、準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第138条の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針では、第59条の36と同様に検討委員会をテレビ電話等の活用により行うことができることを加え、第145条の運営規程は第31条と、第146条の勤務体制の確保等は第59条の3の改正と同様、第149条の準用では準用規定の見直しを行うものでございます。

第151条の従業者の員数では、栄養ケアの充実を図るため、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけるため、所要の改正を行うもの。第157条の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針は第59条の36と同様、第158条の地域密着施設サービス計画の作成は第39条の改正と同様でございます。

次に、第163条の2の栄養管理及び第163条の3、口腔衛生の管理では、介護老人福祉施設に対し、入所者の栄養管理を計画的に行うことを求めるため新たに規定を設けるもの。第168条の運営規程は第31条と同様、第169条の勤務体制の確保等では第59条の13の改正と同様、第171条の衛生管理等及び第175条の事故発生の防止及び発生時の対応は第59条の36と同様、また事故防止の措置のための担当者を置くことを加えるもの、第177条の準用では準用規定の見直しを行うもの、第180条の設備では入居定員など設備基準の見直しを行うもの、第182条の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針は第59条の36と同様、第186条の運営規程は第31条と、第187条の勤務体制の確保等は第59条の13の改正と同様であり、第189条の準用では、準用規定の見直しを行うものでございます。

次に、第191条の従業者の員数等では、第11項の規定中の文言を改め、第202条の準用では、

準用規定の見直しを行うものになっております。

次に、新たに第10章として雑則を加え、第203条として事業者の業務負担軽減の観点から、その事業における諸記録の保存や交付等について電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するため、新たに電磁的記録等の規定を設けるものでございます。

続きまして、制定附則でございますが、第6条が本則中において略称規定が削除されたことを受け、引用する略称規定を加えるため所要の改正を行うもの。第10条から第12条の3までについては、それぞれ「平成36年3月31日まで」とあるのを「令和6年3月31日まで」と改めるもの。第19条では、本則での改正に伴い、引用している条項を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行させていただくもの。第2条から第11条までは、本則において改めましたことにつきまして、それぞれ経過措置を設けさせていただくものでございます。

続きまして、議第6号 垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護における管理者等の配置基準を緩和するもの、また感染症の予防及びまん延の防止のための措置、ICTの活用について新たに規定をするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表52ページを御覧ください。

初めに、目次におきまして新たに第5章として雑則を加え、電磁的記録等の規定を追加するものでございます。

次に、第3条の指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則に、第3項として、指定地域密着型介護予防サービス事業者における利用者の人権の擁護等に必要な体制を整備すること、また第4項として、同事業者がサービスを提供するに当たっては、介護保険法に規定する関連情報等を活用し、サービスに努めることの2項を加えるものでございます。

次に、第8条の従業者の員数では、新たに追加される第10条第1項の規定中において引用される文言に係る定義規定を加えるもの、第9条の利用定員等では、新たに追加される第71条第9項の規定を本条の定義規定に加えるもの、第10条の管理者では、管理者の配置基準の緩和を設けるものでございます。

次に、第27条の運営規程では、虐待防止のための措置に関する事項を追加し、これに伴い繰下げを行うもの、第28条の勤務体制の確保等では、第3項において従業者の資質向上のため、認知症介護に係る基礎的な研修の事項に関する見直しを行い、第4項ではハラスメント対策の強化として、適切な措置を講じる旨の規定の追加を行うものでございます。

次に、第28条の2の業務継続計画の策定等では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスの提供を継続的に実施するための計画策定の規定の追加、第30条の非常災害対策では、訓練の実施に当たって地域住民の参加、連携に努める旨の規定を、第31条の衛生

管理等では、感染症対策の強化として事業者が講じる措置に関する具体的内容についての規定を、第32条の掲示では、第2項として利用申込者のサービス選択に必要な重要事項の掲示を書面による関係者への閲覧により代えることを可能とする規定を、第37条の2の虐待の防止では、高齢者虐待の発生または再発を防止するため、事業所が講じる措置に関する規定を追加するものがございます。

次に、第39条の地域との連携等では、テレビ電話の活用を認める規定を、第44条の従業者の員数等では、指定介護老人福祉施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、管理上支障がない場合、介護職員の兼務を可能とすることについて、所要の改正を行うものがございます。

次に、第45条の管理者では、今回の改正により生じた条項ずれに伴い、規定の見直しを行い、第49条の心身の状況等の把握では第39条と、第57条の運営規程は第27条の改正と同様、第65条の準用につきましては準用規定の見直しを行うものがございます。

次に、第71条の従業者の員数では、複数事業者で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能になるようにする観点から、所要の改正を行い、第72条の管理者では、第2項としてサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における配置基準の緩和の規定を追加し、これに伴い項の繰下げを行うもの。第74条では、介護予防認知症対応型グループホームの経営の安定性を図るため、共同生活住居のユニット数について、第78条の身体の拘束等の禁止では、検討委員会の開催においてテレビ電話等の活用を認めることについて、所要の改正を行うものがございます。

次に、第79条の管理者による管理では、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、本体事業所と共同の管理者を充てることのできるよう適用除外規定を追加、第80条の運営規程は第27条と同様、第81条の勤務体制の確保等は第28条と同様、第86条の準用については準用規定の見直し、第87条の指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針では、運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから第三者による外部評価を受けることとするため、所要の改正を行うものがございます。

次に、新たに第5章として雑則を加え、第91条として事業者の業務負担軽減の観点から、その事業における諸記録の保存や交付等について、その範囲を明確化するために、新たに電磁的記録等の規定を設けるものがございます。

次に、制定附則第3条ですが、本則での改正に伴い、引用している条項を改めるものがございます。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行させていただくもの。第2条から第5条までは、本則において改めましたことにつきまして、それぞれ経過措置を設けさせていただくものがございます。

続きまして、議第7号 垂井町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、指定居宅介護支援事業者が前6

か月前までに作成したケアプランにおける訪問看護、通所介護等の各サービスの割合等について利用者に説明を行うこと、また区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出することなどの点検等を行う規定を新たに加えるものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の70ページを御覧ください。

初めに、目次におきまして新たに追加します第33条の2を加えるものでございます。

次に、第3条の基本方針では、第5項として、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、その従業者に対して所要の措置を講じるよう必要な規定を、第6項として、サービス提供に当たって介護保険等関連情報を有効に活用し、適切に行う旨の規定をそれぞれ新たに追加するものでございます。

次に、第7条の内容及び手続の説明及び同意では、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図る観点から、事業者に対し、前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合等について、利用者に対して説明を行う旨の規定を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第16条の指定居宅介護支援の具体的取扱方針ですが、テレビ電話等の活用を認めるための所要の見直しを、また介護支援専門員が区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占めているケアプランの妥当性を検討することなどを加えることに伴い、号の繰下げを行うものでございます。

次に、第21条の運営規程では、虐待防止のための措置に関する事項を追加し、これに伴う繰下げを行うもの。第22条の勤務体制の確保等では、ハラスメント対策の強化として事業所が必要な措置を講じるよう所要の改正を、第22条の2の業務継続計画の策定等では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定など、所要の規定を追加するものでございます。

次に、24条の2の感染症の予防及びまん延の防止のための措置では、感染症対策の強化として、事業所における感染症の発生及びまん延等を防止するための所要の規定を、第25条の掲示では、重要事項の掲示について書面により代えることを可能とすること。第30条の2の虐待の防止では、高齢者の虐待の発生または再発を防止するための事業者が講じる措置について規定を加えるものでございます。

次に、第33条の2として、事業者の業務負担軽減の観点から、その事業における諸記録の保存や交付等について電磁的な対応を認めることとし、新たにこれらの規定を設けるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行させていただくもの。ただし、第16条第20号の次に1号を加える規定につきましては、同年10月1日から施行させていただくものでございます。

また、第2項から第4項までは、本則において改めましたことにつきまして、それぞれ経過措置を設けさせていただくものでございます。

続きまして議第8号 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、ICTの活用等について新たに規定を設けるものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の77ページを御覧ください。

初めに、目次におきまして、新たに第6章として雑則を加え、電磁的記録等の規定を追加するものでございます。

次に、第2条の基本方針ですが、第5項として、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から従業者に対しての所要の措置を講じる規定を、第6項として、サービス提供に当たって介護保険等関連情報を有効に活用し、適切に行う旨の規定をそれぞれ加えるものでございます。

次に、第18条の運営規程では、虐待防止のための措置に関する事項を追加し、これに伴い繰下げを行うもの。第19条の勤務体制の確保等では、ハラスメント対策の強化として事業者が必要な措置を講じるよう所要の改正を行うもの。第19条の2の業務継続計画の策定等では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定などの所要の規定を加えるものでございます。

次に、第21条の2の感染症の予防及びまん延の防止のための措置では、感染症対策の強化として、事業所における感染症の発生及びまん延防止のための規定を、第22条の揭示では、重要事項の揭示について書面により代えることを可能とする規定を、第27条の2の虐待の防止では、高齢者虐待の発生、再発を防止するための規定を加え、第31条の指定介護予防支援の具体的取扱方針では、テレビ電話等の活用を認めるための改正を行うものでございます。

次に、新たに第6章として雑則を加え、第34条として、事業者の業務負担軽減の観点から、その事業における諸記録の保存や交付等について電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化するため、新たに電磁的記録等の規定を設けるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行させていただくもの。第2条から第4条までは、本則において改めましたことにつきまして、それぞれ経過措置を設けさせていただくものでございます。

以上、議第3号から議第8号までの6議案についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、建設課所管に係ります議第9号、議第10号、議第13号及び議第14号の4件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

まず初めに議第9号 垂井町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が制定されたことに伴い、道路構造令が改定され、交通安全施設に自動運行者の安全な運行を道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設として自動運行補助施設が加えられたほか、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するための歩行者利便増進道路の基準が追加されました。この道路構造令の各規定は、町道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的技術基準を定めるものであるため、改正されました道路構造令に基づき、所要の改正をお願いするものでございます。

あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行により引用条項にずれが生じますことから、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せ、条例の新旧対照表82ページを御覧ください。

第4条では、町道の構造の一般的技術的基準を定める条文の範囲について、「第44条」を「第45条」に改めるものでございます。

第6条第7項、第10条第4項及び第12条第3項では、引用している法律等の改正により、引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

第34条では、交通安全施設に自動運行補助施設を加えるものでございます。

第43条第3項及び第44条第2項では、引用している道路構造令の改正により、引用条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

第45条では、歩行者利便増進道路の規定を新たに追加するものでございます。

第1項では、歩行者利便増進道路に設けられる歩道等には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けることについて、第2項では、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保することについて、第3項では、道路移動等円滑化基準に適合する構造とすることについて、新たに規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第12条第3項の改定規定は、令和3年4月1日から施行するものといたします。

以上、議第9号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第10号 垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、駒引町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を1戸減ずるものでございます。

この駒引町営住宅は、昭和43年、44年に木造戸建て住宅として40戸を建設いたしましたから既に50年以上が経過し、老朽化が著しいことから、平成14年度以降は入居者の退去後は新規入居者の募集は行わず、用途廃止をいたしまして除却を進めてきたところでございます。

今年度に入りましてから、1戸の住宅につきまして入居者が退去されましたことから、用途廃止の上、除却を行うため、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せ、条例の新旧対照表85ページを御覧ください。

第3条の設置の規定において、第1項の表、駒引町営住宅の項中、「10戸」を「9戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議第10号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第13号 町道路線の認定についての補足説明をさせていただきます。

議案書及び町道路線認定調書を併せて御覧ください。

初めに、路線番号5182、路線名大滝22号線でございます。起点は垂井町大滝字乙湯581番地先、終点は垂井町大滝字川東162番7地先でございます。

この路線は、この後、議第14号で町道路線の廃止について説明をさせていただきます大滝17号線の終点を変更するための手続といたしまして、既設路線の大滝17号線を廃止して、これに代わる新たな路線、大滝22号線として認定をお願いするものでございます。

この道路は、新井大滝線から北東へ、敷原大滝線に接続いたします延長308.6メートル、幅員5メートルないし10メートルの道路でございます。

次に、路線番号7093、路線名綾戸93号線でございます。起点は垂井町綾戸字荒越897番133地先、終点は同じく字荒越897番139地先でございます。

この路線は、綾戸字荒越地内で6区画の住宅地を分譲する民間の開発事業により新設され、都市計画法第40条第2項の規定に基づき町に帰属された道路で、綾戸72号線から南東へ綾戸83号線に接続いたします延長92.5メートル、幅員6メートルの道路でございます。

以上2路線の町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第14号 町道路線の廃止についての補足説明をさせていただきます。

議案書及び町道路線廃止調書を併せて御覧ください。

初めに、路線番号5116、路線名大滝17号線の廃止でございます。起点は垂井町大滝字乙湯581番地先、終点は垂井町大滝字川東162番12地先までの延長342.6メートルの道路でございます。この路線の終点を変更するために廃止をさせていただくものでございます。

終点変更後の道路につきましては、議第13号において説明させていただきました新たな路線、大滝22号線として認定のお願いをさせていただいております。

次に、路線番号5173、路線名大滝21号線の廃止でございます。起点は垂井町大滝字川東162番5地先、終点は同じく字川東162番7地先までの延長21メートルの道路でございます。

この道路の全部を接続する敷原大滝線の経路の一部に取り込むことといたしますことから、廃止とさせていただくものでございます。

以上2路線の町道路線の廃止についての補足説明とさせていただきます。

建設課所管に係ります補足説明は以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、議第11号 垂井町消防団条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、85ページから86ページを御覧いただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、昨今、消防団員の確保が困難な状況であり、また国から地方交付税単価を踏まえた引上げが求められていることから、消防団員の報酬の引上げを行い、処遇を改善するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第15条に見出しをつけ、同条の表におけます団長の報酬を6万8,000円から6万9,500円に、副団長の報酬を4万5,000円から4万6,300円に、分団長の報酬を3万6,500円から3万7,900円に、副分団長の報酬を2万3,500円から2万5,400円に、部長の報酬を2万2,500円から2万4,300円に、班長の報酬を2万1,500円から2万3,200円に、その他の団員の報酬を2万500円から2万2,100円にそれぞれ改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で本条例の施行期日を令和3年4月1日に定め、第2項で経過措置を定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第2号から議第11号までと議第13号及び議第14号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第4 議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止につきましては、ふれあい交流事業を来年度以降実施しないことに伴い、基金条例を廃止いたすものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止について補足説明をさせていただきます。

ふれあい交流基金につきましては、平成元年度、国のふるさと創生事業の1億円に町費1億円を加えました2億円を原資としまして、その運用益で地域間国際交流等を推進する目的で創設された基金でございます。これまで様々な事業を実施してまいりましたが、代表的な事業でございます中学生カナダ・カルガリー市派遣交流事業におきましては、平成3年度から令和元年度まで、513名の中学生の派遣を実施したところでございます。しかしながら、現在の低金利の時代の状況におきましては運用益は見込めず、基金の目的を達成するための事業実施が困難な状況となっております。地域間国際交流等につきましては別メニューの事業・施策を計画展開していくこととしまして、今回、垂井町ふれあい交流基金条例の廃止についてお願いするものでございます。

この基金には、さきに申し上げましたとおり、ふるさと創生事業の1億円を原資にしていることも鑑み、にぎわいと交流に資する事業に活用することを基本理念として、基金条例を廃止した後、垂井町公共施設整備基金に積立てをしてまいりたいと考えております。

附則といたしまして、施行期日は、公布の日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例の廃止前に属していた財産は、垂井町公共施設整備基金条例に基づく財産とするものでございます。

以上、議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町ふれあい交流基金条例の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後 2 時09分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第 5 議第25号 令和 2 年度垂井町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（後藤省治君） 日程第 5、議第25号 令和 2 年度垂井町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第25号 令和 2 年度垂井町一般会計補正予算（第 9 号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ 4 億8,972万1,000円を追加し、予算総額を126億4,916万9,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして庁舎の光熱水費に係ります需用費、通信運搬費に係ります役務費及びマイクロバス運行業務に係ります委託料をそれぞれ減額、公衆街路灯の修繕料に係ります需用費及び新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金に係ります負担金、補助及び交付金をそれぞれ増額し、東京圏からの移住支援事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、財政調整基金、墓地公園管理基金、公共下水道基金及び公共施設整備基金に係ります積立金の増額、特別定額給付金給付事業の実施に伴います不用額及び大学生等応援給付金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、都市再生整備事業交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付に伴う財源更正を行った次第でございます。

また、徴税费におきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源更正を行いました。

次に、民生費では、社会福祉費におきまして、障害者医療費国庫負担金等の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料及び国民健康保険特別会計への繰出金をそれぞれ増額、福祉医療費助成費に係ります扶助費、老人保護措置費負担金に係ります負担金、補助及び交付金、ねたきり老人等介護者慰労金に係ります扶助費及び介護認定審査会特別会計への繰出金をそれぞれ減額、介護保険特別会計への繰出金、障害者自立支援給付審査手数料等システム改修業務に係ります委託料及び障害福祉サービス費等給付事業に係ります扶助費の増額につ

きまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

また、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源更正を行った次第でございます。

また、児童福祉費におきましては、障害児施設給付等に係ります扶助費の増額、会計年度任用職員に係ります報酬の減額及び共済費の増額、こども園・保育園の賄材料費に係ります需用費及び児童手当に係ります扶助費の減額につきまして、それぞれ措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子どものための教育・保育給付費負担金等の交付、県支出金の子どものための教育・保育給付費負担金等の交付、保育園保育料、留守家庭児童教室保育料及び保育園児等給食費の減額に伴う財源更正を行った次第でございます。

次に、衛生費では、保健衛生費におきまして、斎場の光熱水費に係ります需用費、妊婦健康診査及び健康増進事業に係ります委託料及び不妊治療費助成金に係ります扶助費につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の交付、県支出金の子ども・子育て支援事業補助金の交付、斎場施設使用料の減額に伴う財源更正をいたしました。

また、清掃費におきましては、会計年度任用職員に係ります報酬、クリーンセンターの光熱水費に係ります需用費及び塵芥処理の消耗品費に係ります需用費につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源更正をいたしました。

次に、労働費では、労働諸費におきまして国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源更正を行いました。

農林水産業費では、農業費におきまして、機構集積協力金交付補助金、県営土地改良事業負担金及び県営ため池等整備事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、多面的機能支払交付金及び高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

また、林業費におきましては、地方道路整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正をいたしました。

次に、商工費では、住宅リフォーム促進事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、飲食店テイクアウト及びデリバリー参入促進事業補助金、新型コロナウイルス感染症に係る店舗等賃料補助金及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付、県支出金のトラックラッピング事業及び広域観光拠点設置事業振興補助金の交付に伴う財源更正をいたしました。

次に、土木費では、道路橋りょう費におきまして、除雪用グレーダー等借上料に係ります使用料及び賃借料の増額、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、土地購

入に係ります公有財産購入費、県工事負担金に係ります負担金、補助及び交付金、物件移転補償に係ります補償、補填及び賠償金及び橋梁整備工事に係る工事請負費の減額につきまして、それぞれ措置いたしますとともに、地方道路整備事業及び橋梁補修事業に係ります町債の減額に伴う財源更正をいたしました。

次に、河川費におきましては、県支出金の集落環境保全整備事業補助金及び排水路整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正をいたしました。

また、都市計画費におきましては、ブロック塀等撤去事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、公共下水道事業特別会計への繰出金及び朝倉運動公園の光熱水費に係ります需用費の減額につきまして、それぞれ措置いたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付、町営駐車場使用料の減額に伴う財源更正をいたしました。

次に、消防費では、消防団員費用弁償に係ります旅費及び防火水槽撤去工事に係る工事請負費につきまして、それぞれ減額措置いたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付に伴う財源更正をいたしました。

教育費では、教育総務費におきまして、給食費無償化事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、減額措置をいたしました。

次に、小学校費におきましては、小学校の光熱水費に係ります需用費につきまして、減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付、小学校トイレ改修事業及び小学校G I G Aスクール校内L A N整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正をいたしたところでございます。

次に、中学校費におきましては、中学校の光熱水費に係ります需用費及び郡中学校体育連盟負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付、中学校G I G Aスクール校内L A N整備事業に係ります町債の減額に伴う財源更正をいたしたところでございます。

次に、幼稚園費におきましては、府中幼稚園地下タンク廃止業務等に係ります委託料につきまして、増額措置をいたしました。

次に、社会教育費におきましては、文化会館及びタルイピアセンターの光熱水費に係ります需用費につきまして、減額措置をいたしますとともに、国庫支出金の都市再生整備事業交付金の減額に伴う財源更正をいたしたところでございます。

また、保健体育費におきましては、全国大会等出場経費助成金に係ります負担金、補助及び交付金及び給食センターの燃料費及び光熱水費に係ります需用費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。

諸支出金では、土地購入に係ります公有財産購入費につきまして、増額措置をいたしました。財源につきましては、町税、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出

金、県支出金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費の補正につきましては、総務費では新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業、災害復旧費では林道池田～明神線災害復旧事業、諸支出金では旧庁舎跡地等活用事業、それぞれに係ります経費につきまして、令和3年度に繰り越して実施することを追加してお願いいたします。

また、第3表、地方債の補正につきましては、追加及び限度額の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第25号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第9号）について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,972万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4,916万9,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書17ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費でございます。

目1一般管理費におきまして、庁舎等に係ります光熱水費で不用額が生じる見込みとなりますので150万円の減額を、また郵送料につきましても同様に不用額が生じる見込みとなりますので、役務費、通信運搬費で100万円の減額を、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種行事の中止等によりましてマイクロバス運行業務に不用額が生じる見込みとなりますので、委託料で330万円の減額補正を、また感染症拡大防止事業の衛生用資機材の購入が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業で措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目5財産管理費におきまして、需用費、修繕料で、公衆街路灯の修繕に52万円の増額補正を、また12月定例会で御承認いただきましたサウンディング調査業務に都市再生整備交付金が充当されることとなりましたので、財源更正をお願いするものでございます。

目6企画費におきまして、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の町負担金といたしまして2,860万6,000円の増額を、また東京圏からの移住支援事業といたしまして予算措置をいたしておりましたが、実績がございませんでしたので100万円の減額を負担金、補助及び交付金で、合計2,760万6,000円の補額補正をお願いするものでございます。

目7電算管理費におきまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されますことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目11財政調整基金費におきまして、財政調整基金につきまして、財政出動のための原資とな

っておりますことから保有額が減少しています昨今、将来に備えるために3億3,010万1,000円の増額を、墓地公園管理基金につきまして、墓地の使用料収入を充て積立てを行うもので、80万円の増額を、公共下水道基金につきましては、一般会計繰入金精算により、返還する金額を将来の事業経費といたす目的で基金に積み立てるもので、3,000万円の増額を、ふれあい交流基金を廃止し、公共施設整備基金に積み立てることとするため、2億6万6,000円の増額を、以上、積立金で合計5億6,096万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目17特別定額給付金給付事業費におきまして、5月臨時会で御承認いただきました特別定額給付金給付事業におきまして、全ての支出が完了いたしましたので、不要となりました科目につきまして減額をさせていただくものでございまして、職員手当等で50万1,000円、需用費、消耗品費で1万1,000円、印刷製本費で29万8,000円、役務費、通信運搬費で83万4,000円、手数料で66万9,000円、委託料で121万5,000円、負担金、補助及び交付金で670万円の減額補正をお願いするものでございます。

目18大学生等応援給付金給付事業費におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急対策といたしまして事業化したもので、事業費が確定いたしましたので、不用額を負担金、補助及び交付金で170万円の減額補正を、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項2徴税费でございます。

目2賦課徴収費におきまして、キャッシュレス決済導入事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正の措置を行うものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費でございます。

目1社会福祉総務費におきまして、償還金、利子及び割引料で、令和元年度障害者医療費国庫負担金などの額が確定し、既交付額が超過となったため返還をいたすもので、563万7,000円の増額を、繰出金で国民健康保険特別会計への繰出金2,210万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目4福祉医療費におきまして、事業費の見込みが減少となり、不用額が生じますことから、扶助費で2,000万円の減額補正をお願いするものでございます。

目5老人福祉費におきまして、西南濃老人福祉施設事務組合をお願いしております措置人数の減により不用額が生じますことから、負担金、補助及び交付金で258万7,000円の減額を、ねたきり老人等介護者慰労金につきまして、在宅での要介護者の数が減少となり、不用額が生じますことから、扶助費で100万円の減額を、また長寿者感染症感染防止対策推進事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

目10介護福祉費におきまして、繰出金で一般会計から特別会計への繰出金につきまして、介護認定審査会特別会計への繰出金で195万2,000円の減額、介護保険特別会計への繰出金で756

万5,000円の増額で、合計561万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目11障害者福祉費におきまして、障害者自立支援給付審査システム改修を委託料で33万円の増額、障害福祉サービス費等給付事業で、各種サービスを利用する利用者の増加により、扶助費で5,676万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2児童福祉費でございます。

目1児童福祉総務費におきまして、障害児施設給付等で扶助費70万円の増額補正と、国県支出金によります財源更正をお願いするものでございます。

目2児童福祉施設費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で施設が4・5月に休園となったことから、会計年度任用職員の報酬430万円の減額を、共済費につきましては160万円の増額を、需用費、賄材料費で休園の影響から不用額が生じる見込みとなりますので、150万円の減額と、国県支出金、保育料、給食費による財源更正をお願いするものでございます。

目5児童措置費におきまして、児童手当の支給で想定しました子供の減少、世帯の所得階層が見込みより高くなったことなどによりまして不用額が生じる見込みとなりましたので、扶助費で620万円の減額補正をお願いするものでございます。

目7留守家庭児童教室費におきまして、新型コロナウイルス対応により終日開室の日数が増加したため、国県支出金が増額となり、保育料の減額、財源更正をお願いするものでございます。

目11たるいっ子応援給付金給付事業費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費でございます。

目1保健衛生総務費におきまして、水道料金の免除事業等が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目5環境衛生費におきまして、需用費、光熱水費で斎場の電気料等に不用額が生じる見込みとなりますので、110万円の減額と、斎場使用料の減に伴います財源更正をお願いするものでございます。

目6保健センター費におきまして、委託料の妊婦健康診査、健康増進事業、それぞれ実績見込みにより不用額が生じることとなりますので、1,146万9,000円の減額。扶助費の不妊治療費助成金も実績見込みにより不用額が生じることとなりますので、159万4,000円の減額補正を、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項2清掃費でございます。

目1清掃総務費におきまして、会計年度任用職員の報酬に不用額が生じる見込みとなりますので、124万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

目2クリーンセンター費におきまして、需用費、光熱水費で、実績に応じまして不用額が生

じる見込みとなりますので、170万円の減額補正を、また町指定ごみ袋無償提供事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目3 塵芥処理費におきまして、需用費、消耗品費でごみ袋の契約単価が抑えられたため、不用額が生じる見込みとなりますので、130万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款5 労働費、項1 労働諸費、目1 労働諸費におきまして、雇用調整助成金申請手続の支援事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款6 農林水産業費、項1 農業費でございます。

目3 農業振興費におきまして、機構集積協力金交付補助金に予算不足が見込まれますことから、負担金、補助及び交付金で334万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目7 農地費におきまして、栗原地区の県営土地改良事業におきます負担金といたしまして36万円の増額を、ため池防災支援事業に対しまして、東蛇池の県工事の負担金として50万円の増額、多面的機能支払交付金で不用額が生じる見込みとなりますので627万1,000円の減額を、負担金、補助及び交付金で合計541万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

目8 農業構造改善費におきまして、高性能農業機械導入に関します補助といたしまして、実績により不用額が生じる見込みとなりますので、負担金、補助及び交付金で177万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2 林業費でございます。

目2 林業振興費におきまして、林道明神線開設工事の財源としておりました町債を減額することとし、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款7 商工費、項1 商工費でございます。

目2 商工振興費におきまして、負担金、補助及び交付金で、住宅リフォーム促進事業補助金の要望件数の増加により250万円の増額と、新型コロナウイルス感染症緊急対策といたしまして飲食店テイクアウト及びデリバリー参入促進事業で、実績により不用額が生じますことから、129万円の減額。新型コロナウイルス感染症緊急対策といたしまして、店舗等の賃料補助で、実績により不用額が生じますことから、1,028万5,000円の減額。感染症感染防止対策支援金で、実績により不用額が生じる見込みとなりますので、1,935万円の減額、合計2,842万5,000円の減額補正を、またそれぞれに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目3 観光費におきまして、9月定例会でお認めいただきました観光PR用大型トラックプリント事業と観光案内所設置事業につきまして、県の振興補助金に採択されたことから、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款8 土木費、項2 道路橋りょう費でございます。

目2 道路維持費におきまして、昨年の12月17日に実施いたしました北部地域等の除雪により

まして、使用料及び賃借料で260万円の増額補正をお願いするものでございます。

目3 道路新設改良費におきまして、当初町で予定しておりました宮代84号線歩道新設設計業務を県が実施することとなりましたので、委託料で730万円の減額、公有財産購入費で600万円の減額、県工事の負担金で当初予定されておりました県の工事量が減少したため、負担金、補助及び交付金で2,450万円の減額、工事に係ります電柱等の移転物件が減少しましたことで、補償、補填及び賠償金で200万円の減額補正をお願いするものでございます。

目4 橋りょう維持費におきまして、橋梁補修工事で入札差金が生じたので、工事請負費で200万円の減額補正と財源更正をお願いするものでございます。

次に、項3 河川費でございます。

目2 河川維持費におきまして、県補助を活用いたしました西脇川排水路整備工事におきまして、事業費の減に伴います補助額の減と、財源としておりました町債を減額することとしたことからの財源更正をお願いするものでございます。

次に、項4 都市計画費でございます。

目1 都市計画総務費におきまして、ブロック塀等の撤去事業に対します補助金で、件数の増加により負担金、補助及び交付金で30万円の増額補正をお願いするものでございます。

目4 公共下水道費におきまして、繰出金で公共下水道事業特別会計の事業費が減額となる見込みで、これに伴い一般会計からの繰出金を2,890万2,000円増額補正を、また徴税费、賦課徴収費と同様にキャッシュレス決済導入事業が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業と措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目5 運動公園管理費におきまして、需用費、光熱水費で不用額が生じる見込みとなりますので、100万円の減額補正をお願いするものでございます。

目8 駅周辺整備費におきまして、町営駐車場の使用が減少したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款9 消防費、項1 消防費でございます。

目1 非常備消防費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、消防団員の費用弁償に不用額が生じますので、260万円の減額補正をお願いするものでございます。

目2 消防施設費におきまして、9月定例会におきまして御承認いただきました新井地内防火水槽の撤去工事でございますが、土地所有者より中止の要望がございました。工事請負費で240万円の減額補正をお願いするものでございます。

目4 災害対策費におきまして、新型コロナウイルス感染症対応といたしまして、防災資機材の購入につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款10 教育費、項1 教育総務費でございます。

目2 事務局費におきまして、本年より実施いたしました給食費無償化事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により4・5月が休校となったため、不用額が生じ、負担金、補

助及び交付金で400万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項2小学校費でございます。

目1学校管理費におきまして、需用費、光熱水費で実績に応じ不用額が生じる見込みとなりますので、300万円の減額補正を、また校内LAN整備事業、タブレット購入事業、大型ディスプレイ装置整備事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことにより、財源更正をお願いするものでございます。

目3学校建設費におきまして、当初、東小学校校舎ほかトイレ改修工事の財源としておりました町債を減額したことによりまして財源更正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費でございます。

目1学校管理費におきまして、需用費、光熱水費で実績に応じ不用額が生じる見込みとなりましたので、100万円の減額と、新型コロナウイルス感染症の影響により郡の中学校体育連盟への負担金に不用額が生じますので、負担金、補助及び交付金で37万3,000円の減額補正を、また小学校費と同様に校内LAN整備事業、タブレット購入事業、大型ディスプレイ装置整備事業につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業に措置したことによりまして、財源更正をお願いするものでございます。

次に、項4幼稚園費でございます。

目1幼稚園費におきまして、令和3年度からのこども園化に伴い、府中幼稚園の暖房用地下タンクと岩手幼稚園の消防用設備を廃止するに当たり、委託料で20万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項5社会教育費でございます。

目6文化会館費におきまして、需用費、光熱水費で実績に応じ不用額が生じる見込みとなりますので、150万円の減額補正をお願いするものでございます。

目10タリイピアセンター費におきまして、需用費、光熱水費で実績に応じ不用額が生じる見込みとなりますので、150万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費でございます。

目1保健体育総務費におきまして、全国大会の出場補助の実績から不用額が生じる見込みとなりますので、負担金、補助及び交付金で100万円の減額補正をお願いするものでございます。

目3給食センター費におきまして、需用費、燃料費で実績に応じ不用額が生じる見込みとなりますので、170万円の減額。光熱水費で同じく150万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款13諸支出金、項1普通財産取得費でございます。

目1土地取得費におきまして、旧庁舎跡地等に係ります事業におきまして、隣地所有者より土地売却の申出がありましたので、これを購入することとし、公有財産購入費で104万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計4億8,972万1,000円の増額でございます。

歳入に入らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款1町税、項2固定資産税でございます。

目1固定資産税におきまして、事業所によります設備投資額が当初見込みを上回ったことによりまして、償却資産において増額となりますことから、3,720万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税におきまして、普通交付税の額が確定いたしましたので、2億2,461万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金におきまして、保育園保育料で、3歳未満児分等の減少によりまして、児童福祉費県負担金で740万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料におきまして、留守家庭児童教室の利用者の減によりまして、児童福祉施設使用料870万円の減額補正をお願いするものでございます。

目3衛生使用料におきまして、斎場施設の使用減により、斎場施設使用料380万円の減額と、墓地使用料80万円の増額で、衛生使用料合計で300万円の減額補正をお願いするものでございます。

目7土木使用料におきまして、町営駐車場の使用減により、駐車場使用料100万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金におきまして、施設利用者の増加により、私立認定こども園に対します負担金と町外施設に対します交付金で、児童福祉費国庫負担金497万7,000円の増額を、児童手当につきまして、歳出同様に対象者数の減により、児童手当国庫負担金で530万円の減額を、国民健康保険の基盤安定負担金に係ります国負担分といたしまして、保険基盤安定国庫負担金で406万円の増額を、障害者自立支援給付費負担金で歳出増加に伴い2,835万6,000円の増額を、障害児施設給付費等負担金で歳出増加に伴い34万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2国庫補助金でございます。

目1総務費国庫補助金におきまして、特別定額給付金の給付事業費で670万円の減額、給付事務費で352万8,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で2億5,899万1,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で326万7,000円の増額、合計2億5,203万円の増額補正をお願いするものでございます。

目2民生費国庫補助金におきまして、留守家庭児童教室に係りますコロナウイルスの拡大防止事業を、子ども・子育て支援交付金といたしまして児童福祉費国庫補助金で145万7,000円の増額を、歳出の障害者福祉費におきます障害者自立支援給付審査システム改修によりまして、地域生活支援事業費補助金で16万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目3 衛生費国庫補助金におきまして、妊婦に対しましてマスクを配布いたしました際の郵送料を対象として、衛生費国庫補助金で9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目7 土木費国庫補助金におきまして、社会資本整備総合交付金の交付見込額の確定によりまして、道路事業国庫補助金で347万7,000円の減額補正を、都市再生整備事業交付金の交付見込額が減少しましたことから、都市計画事業国庫補助金で481万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款15 県支出金、項1 県負担金でございます。

目2 民生費県負担金におきまして、国庫負担金と同様に負担金、補助及び交付金の増加により、児童福祉費県負担金で244万8,000円の増額を、児童手当県負担金では、国庫負担金と同様に歳出減となりますので95万2,000円の減額を、国民健康保険の基盤安定負担金につきまして、国庫負担金と同様、保険基盤安定県負担金で462万2,000円の増額を、障害者自立支援給付費等負担金では、国庫負担金と同様、歳出増加に伴いまして1,435万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2 県補助金でございます。

目1 総務費県補助金におきまして、東京圏からの移住支援補助金では事業実績がなかったことから、75万円の減額補正をお願いするものでございます。

目2 民生費県補助金におきまして、国庫補助金と同様に留守家庭児童教室に係りますコロナウイルスの拡大防止事業を、子ども・子育て支援事業補助金として児童福祉費県補助金で64万7,000円の増額を、福祉医療費助成事業では歳出の事業費の見込みが減少したことから、福祉医療費県補助金で616万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

目3 衛生費県補助金におきまして、一般不妊治療費助成事業補助金は歳出の減に伴い、衛生費県補助金で21万円の減額補正をお願いするものでございます。

目5 農林水産業費県補助金におきまして、機構集積協力金交付事業費補助金では、歳出の事業費確定に伴いまして334万1,000円の増額を、資源向上支払交付金では同様に事業費の確定に伴いまして470万3,000円の減額を、合計136万2,000円の農業費県補助金で減額補正をお願いするものでございます。

目6 商工費県補助金におきまして、トラックラッピング事業振興補助金80万円と広域観光拠点設置事業振興補助金190万円、県の振興補助金に採択されましたことから、観光費県補助金で合計270万円の増額補正をお願いするものでございます。

目7 土木費県補助金におきまして、集落環境保全整備事業といたしまして、西脇川排水路整備工事業費の確定により100万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款18 繰入金、項2 基金繰入金でございます。

目1 財政調整基金繰入金におきまして、今年度財政運営の状況から取崩しを行わないこととし、2億9,866万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

目6 ふれあい交流基金繰入金におきまして、ふれあい交流基金全額の2億6万6,000円を取

崩し、公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金でございます。

目1繰越金におきまして、前年度繰越金1億5,729万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款20諸収入、項5雑入でございます。

目6雑入におきまして、こども園、保育園、幼稚園の給食費が休園の措置により減収となりますことから、給食事業収入で412万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款21町債、項1町債でございます。

目1総務債におきまして、臨時財政対策債の不用額1,000万円の減額と、減収補填債につきましては3,600万円の増額、合計2,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

目7土木債におきましては、排水路整備事業に係ります土木債を600万円の減額、地方道路整備事業に係ります道路債を5,600万円の減額、橋梁補修事業に係ります橋りょう債を200万円の減額補正をお願いするものでございます。

目9教育債におきましては、小学校トイレ改修事業で400万円と、小学校G I G Aスクール校内LAN整備事業で4,080万円、小学校債合計4,480万円、中学校G I G Aスクール校内LAN整備事業に係ります中学校債で1,590万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、歳入合計4億8,972万1,000円の増額でございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費補正でございます。

第2表、繰越明許費補正、4ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業でございます。県が示しました町の負担額から、第1弾分と第2弾分で確定しております金額を差し引きました1,087万8,000円を翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、林道池田～明神線災害復旧事業でございます。12月定例会でお認めいただきました災害復旧の工事費用495万円を翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款13諸支出金、項1普通財産取得費、事業名、旧庁舎跡地等活用事業でございます。契約から登記完了まで要しますことから、105万円を翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第3条、地方債の補正でございます。

5ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正、追加でございます。起債の目的といたしまして、減収補填債でございます。限度額につきましては3,600万円といたし、起債の方法、利率、償還方法につきましてはここに記載のとおりでございます。

地方債の補正、変更につきましては、臨時財政対策債は1,000万円の減額、地方道路整備事業は5,600万円の減額、橋梁補修事業は200万円の減額、小学校トイレ改修事業は400万円の減額、小学校G I G Aスクール校内LAN整備事業は4,080万円の減額、中学校G I G Aスクー

ル校内LAN整備事業1,590万円の減額補正をお願いするものでございます。

各事業の事業費が確定したために減額補正をお願いするものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

また、排水路整備事業は地方債予定額全額600万円減額補正をお願いし、一般財源対応として措置することとした次第でございます。

33ページからは給与費明細書、35ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上、議第25号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第9号）についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 5番 藤墳。

少しだけお尋ねをさせていただきます。

大変丁寧な説明で、少し時間が長かったので待ちくたびれてしまいましたけれども、簡潔に質問させていただきます。

17ページ、企画費の中でございます。

東京圏からの移住支援事業補助金、見込みがないので減額の補正ということになっているということですが、現実、首都圏からは流出のほうが超過しているというふうな情報が流れてきておって、その受皿が地方のどこなのかということは分かりませんが、どこかに流出をした。本来は受け取るべき金額を受けて流入を呼び込むための施策であるというふうに思っておりますが、今年度はどのような施策として捉え、どのような発信をしておられたのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

○企画調整課長（藤塚康孝君） 今回の藤墳議員からの御質問でございますけれども、補助金の目的でございますけれども、東京一極集中の是正、地方の担い手不足の解消、それと移住促進ということでございまして、これは1年前にもほかの議員さんからも質問をいただいたところでございます。そのときに、国がこのような事業を行っている中で、非常に人気がないということで、昨年度、今年になりまして条件を緩和されました。しかしながら、条件緩和といってもそれほどの条件緩和ではございませんので、なかなか難しいということもございまして。

県内の状況をちょっと調べたところ、6件のこの補助金を活用した移住というふうなことがございました。本町におきましても、それらの自治体の状況を確認しながら、今後この事業を行っていかないかなのかなというようなことも思っておりますし、うちのほうとしたりやはり転入者につきましては、この移住支援金の補助制度がありますという御案内をしておりますし、岐阜県からのアンケート調査もございまして。どのような形で転入された、どのようなことを思

っているかということもございますので、うちとしてはその程度しかやっておりますけれども、今後、今言いましたように移住されている自治体もございますので、その辺の情報も勉強しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋です。

何点かありますので、まず1つ目をさせていただきたいと思います。

まず、19ページのところだったり、18ページからも及ぶのかな。コロナの感染症関連で緊急対策を様々打っていただきました。私も御提案させていただいたものも含めまして、いろいろと御活用いただけたかと思うんですが、アクリル板にしてもそうです、大学生応援の給付金にしてもそうですし、あとまたちょっと別に及びますけれども、国からお世話になれたということで財源更正も含めてあったんですが、減額補正という形で、期間だったり、周知方法だったりというのが非常に使いにくいものになっていやしないかなあというところで、少し今後またやってくるかもしれない事態に備えまして、そういった部分の何かお気づきになられた点というのは、こういった減額のことではなかったでしょうか、お知らせさせていただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） るる説明をいたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業でございます。手元の資料といたしましては23事業ほどございまして、そちらを充当させていただいたところでございます。

なかなか国からの割当てが当初来ますもので、その事業費をやはりクリアする補助金でございますので、補助額より多く取らないと満額もらえませんもので、その点十分苦慮しているというところでございます。申し訳ございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。なかなか慣れない中でいろいろとお考えいただいていたというところで、その点に関しましては承知をさせていただきました。ありがとうございました。

次に2点目なんですけれども、27ページの土木費の関連ですね。道路維持費に関してですけれども、除雪の関係、今年度はいろいろと雪も降りまして、除雪に関しては方々からいろいろと要望が上がったやに聞いております。これに関しましてもプラス、増額ということで今御説明があったんですけれども、これは町道の分で上がっているかと思うんですが、まだまだこれで足りなかったんじゃないかなと正直ちょっと思うところがあって、といいますのは、県の基準、この間見直しされましたね。それで、県と町というのは基準が差異があって、町民さんか

らしてみれば県道と町道がなかなか区別がつかない部分もあったりして、県が動いていてというふうで町道なかなかのかないというところが、きっと担当課のほうにも声が行っていると思います。

これに関しまして、北部地域の除雪をされたとありますけれども、実績として具体的にどの辺りと何時間ぐらいされたかというのが業者さんから申請が上がっていると思いますから、お知らせいただけたらと思います。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

○建設課長（小森俊宏君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきます。

除雪に関してでございますが、まず垂井町の除雪の出動基準でございますが、積雪量が15センチに達したとき、または15センチ以上に達すると予想される場合として除雪作業に入るということになっております。その出動に当たっては、町からの要請に基づき、委託業者に対して除雪作業の要請をするということにしております。

また、県のほうでございますが、県につきましては、昼間、5センチから10センチ、夜間では10センチから15センチを基準としておるといふことと、もう一つは除雪作業に入るか入らないかの判断を各地区の委託業者が判断しているというふう聞いております。

垂井町のほうでは、今回の例でいきますと、午前4時ごろに各地区に在住しておる各職員に電話で積雪量を確認しております。その確認する場所につきましては、道路上で自動車はまだ走行してないような中央部分ですね、その部分で測定をいたしまして、除雪作業を入れるかどうかの判断をしておるといふところでございます。

今回、除雪で補正予算で上げさせていただいておりますのは、12月15日から降り続いた積雪によりまして、12月17日の午前4時の段階で除雪出動の基準であります積雪量が15センチを超える地区に対して、委託業者に除雪作業の要請をいたしました。除雪作業といたしました地域は、岩手地区、府中地区、また宮代・レンゲローズ地内、垂井の野田地内でございます。

大体、除雪作業は要請いたしましたしてから、午前5時前後から始めていただいておりますというふうに思っております。この日の流れを言いますと、午前4時ごろに職員に対して確認をいたしまして、まず岩手地区、府中地区において、先ほど申し上げましたとおり積雪量が15センチを超えたということで、除雪作業を入れる判断を私がいたしました。町長に連絡の上、業者に対して要請をしたと同時に、久しぶりの雪ということもありましたので、私ども職員2名が直接他の地域の積雪量を確認するために巡回をいたしました。そうしましたところ、宮代・レンゲローズ地内と、垂井の野田地内の積雪が15センチを超えていましたことから、除雪作業の指示をしたところでございます。基本的には職員が積雪量を確認いたしまして、除雪作業を入れるかどうかの判断をするということになっております。

県のほうは業者さんが判断されるということで、その辺の違いがあるかもしれませんが、町に関しては、適切に判断させていただいて除雪作業を入れさせていただいたということでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 詳細な御答弁ありがとうございました。

いずれにしても、十分な予算措置ではないやに感じております。やはり県道からのけていった雪が町道のほうにはみ出て、町道で皆さんがえっちらおっちらいろいろと雪のけをしていただいたということも、毎年そういったことがあるたびに県道と町道の差を感じます。やはりこういった部分も、私も県の基準も存じ上げておりましたし、やはり町民さんに関して言いますれば、なかなかその区別がつかないというところがやっぱりあるかと思えます。その辺りの御配慮もしっかり今後していただきまして、昔みたいな1メートル積もるということではないように思っておるんですけれども、いつ何が起こるか分からないということに備えまして、また十分な御配慮をいただけたらと思っておりますので、今後とも検討のほうよろしく願いしたいと思えます。以上です。

○議長（後藤省治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第9号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第26号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第26号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第26号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,566万6,000円を追加し、予算総額を29億3,867万8,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、国保連合会事務電算共同処理に係ります委託料につきまして、増額措置をいたしました。

保険給付費では、高額療養費におきまして、高額介護合算療養費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

保健事業費では、特定健康診査等事業費におきまして、情報提供事業に係ります需用費、役務費及び委託料及び特定健康診査に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしますとともに、県支出金の特別交付金の交付に伴う財源更正をいたしました。

基金積立金では、国民健康保険基金に係ります積立金につきまして、増額措置を行ったところでございます。

諸支出金では、特定健康診査等負担金の過年度国県支出金返還金及び退職被保険者等納付金に係ります償還金利子及び割引料につきまして、増額措置を行ったところでございます。

財源につきましては、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 議第26号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、住民課が所管いたしますので、私から補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,566万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を29億3,867万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料で92万5,000円増額補正をお願いするものでございます。結核、精神病に係る医療費が多額である市町村に交付されます特別調整交付金の申請に当たりまして、レセプトデータの抽出などデータ作成業務を岐阜県国民健康保険団体連合会へ委託するものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項2高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費、節18負担金、補助及び交付金で、一般被保険者高額介護合算療養費の増加が見込まれますことから、20万6,000円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款4保健事業費、項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節10需用費で12万1,000円減額、節11役務費で14万3,000円減額、節12委託料で644万3,000円を減額補正をお願いするものでございます。不破郡医師会に委託しております特定健康診査に係ります委託料につきまして、1月までの実績を踏まえまして、減額を見込んだものでございます。また、情報提供事業につきましては、医師会との調整がつかず、事業が実施できなかったこと

によりまして、事業委託料、印刷製本費、通信運搬費を減額するものでございます。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節24積立金で9,001万4,000円増額補正をお願いするものでございます。国民健康保険事業の健全な運営に資するための基金の積立てでございます。現在、市町村の被保険者1人当たりの納付金額が、保険制度改正前の基準に比べ、医療給付費の自然増を含めた一定割合を上回ることはないよう激変緩和措置が実施されておまして、垂井町は交付対象となっております。しかし、この措置が令和5年度に終了いたしますので、その後、納付金が増額となることを見込まれます。このため、現在対象となっている金額分を基金として積み立て、納付金が増額になったときに備えるものでございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で122万8,000円増額補正をお願いするものでございます。令和元年度の国民健康保険特定健康診査保健指導の国庫・県補助金の額がそれぞれ確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので、返還するものでございます。また、平成30年度の国民健康保険事業費納付金の退職被保険者等納付の精算の結果、不足額を追加納付するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金で272万8,000円増額補正をお願いするものでございます。結核、精神病に係る特別調整交付金で364万6,000円の増額、情報提供事業に係る交付金で73万8,000円減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金で、国民健康保険基金利子として1万4,000円増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金で1,157万6,000円増額補正をお願いするものでございます。保険税の軽減分を補填する制度で、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございます。節4財政安定化支援事業繰入金で1,012万6,000円増額補正をお願いするものでございます。県より繰入れ基準額の決定を受け、増額をお願いするものでございます。節5その他一般会計繰入金で40万4,000円増額補正をお願いするもので、福祉医療助成による医療費の波及増分でございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で、5,958万7,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金、節1一般被保険者延滞金で、123万1,000円増額補正をお願いするものでございます。一般被保険者延滞金について増額が見込まれるため、補正を行うものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） 5番 藤埴。

1点お聞きしたいというか、1点しかないです。

基金の積立てを9,000万円行うということの補正だというふうに理解をしておりますけれども、この国保の基金、いかほどが妥当だというふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） ただいまの藤埴議員の質問にお答えさせていただきます。

基金につきましては、これまで2億、3億と基金を積み立ててまいりましたが、昔は基準がございまして、それ以上ためてはいけないということがございました。しかしながら、その基準が変わりまして、基金につきましては金額幾らまでということにはございません。ただ、繰越金につきましては、今までちょっと多かったものですから、繰越金の基準といたしまして、年度当初に約2億円ほど使いますので、その2億円以上は必要だという考えでおります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤省治君） 5番 藤埴理君。

○5番（藤埴 理君） その繰越金については、当然のことながら当面必要な資金を融通できるためには2億が必要だということは非常によく分かる論理です。

ただ1点、今私が聞いているのは、国保の基金がいかほどが妥当なのかということをお聞きしているんです。要は例えば、総額の年間の予算の割合でどの程度とか、そういったことをお知らせいただくと分かりやすいのかなど。議員は何も知りませんので教えていただけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 基金の金額でございますが、緊急時の、例えばインフルエンザでありますとか、そういったときの対処のためといたしまして、医療費の3か月分は最低でも要するという認識でございます。

○議長（後藤省治君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 令和2年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は16時5分といたします。

午後3時49分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第7 議第27号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第27号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第27号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ420万円を減額し、予算総額を6,236万7,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして職員の異動に伴います人件費の減額措置を行い、財源につきましては、分担金及び負担金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） それでは、議第27号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、簡易水道事業に係ります事業費の確定によりまして、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ420万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,236万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧ください。

職員の異動に伴う人件費の減額でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料で220万円、節3職員手当等で150万円及び節4共済費を50万円、それぞれ減額の補正をお願いするものでございます。

次に歳入でございますが、5ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1事業費負担金、節1事業費負担金につきましては、給水装置工事の申請件数の確定によりまして262万3,000円の減額を、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金につきましては、繰越金の額の確定によりまして407万5,000円の増額をするものでございます。

また、款4繰入金、項2基金繰入金、目1簡易水道設備基金繰入金、節1簡易水道設備基金繰入金につきましては、565万2,000円の減額を行いまして収支の調整を図ったものでございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第28号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第28号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第28号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ4,372万9,000円を減額し、予算総額を11億3,858万4,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、下水道整備工事に係ります工事請負費、物件移転補償に係ります補償、補填及び賠償金、消費税に係ります公課費をそれぞれ減額、受益者負担金一括納付報奨金に係ります報償費の増額、浄化センターの消耗品費及び光熱水費に係ります需用費及び浄化センター汚泥処分、運搬業務に係ります委託料の減額につきましてそれぞれ措置をいたしますとともに、公共下水道事業に係ります町債の減額に伴う財源更正をいたしたところでございます。

公債費におきましては、県支出金の特定基盤整備推進交付金の交付に伴う財源更正を行いました。

なお、財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、繰越明許費につきましては、浄化センター水処理施設増設事業に係ります経費を令和3年度に繰り越して実施することをお願いいたしますものでございます。

また、第3表、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） それでは、議第28号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、公共下水道事業に係ります事業費の確定によりまして、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

また、現在進めております垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託に係る予算の繰越明許をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ4,372万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,858万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書9ページを御覧ください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節14工事請負費では、事業量の確定によりまして2,100万円を減額し、節21補償、補填及び賠償金では、下水道面整備工事に伴う上水道施設の支障移転補償費が少なく済みしたことにより100万円を減額し、節26公課費では、消費税額の確定によりまして1,226万4,000円の減額をするものでございます。

次に、目2施設管理費、節7報償費でございます。受益者負担金一括納付の件数が多かったことに伴い、報奨金につきまして153万5,000円の増額をするものでございます。

次に、目3浄化センター費、節10需用費でございます。汚水処理に係ります薬品費、電気料等でございますが、現在の実績を踏まえ、不用額が生じる見込みとなりましたので500万円の減額をいたしまして、節12委託料におきましては、浄化センターから発生する汚泥の処分及び運搬業務につきまして、現在の汚泥発生量の状況を見まして、600万円の減額を行うものでございます。

次に款3公債費、項1公債費、目1元金につきましては、下水道費県補助金の額の確定によりまして財源更正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。

7ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金、節1現年度分につきましては、受益者負担金一括納付の件数が多かったこと等により1,204万7,000円の増額を行うものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、節1下水道費補助金につきましては、交付金の配分率が100%を下回ったことから、815万円の減額をするものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1下水道費県補助金、節1下水道費補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金の額の確定に伴いまして115万5,000円の増額をするものでございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業費の額の確定によりまして、一般会計からの繰入金を2,890万2,000円の減により精算をさせていただくものでございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金につきましては、繰越額の確定によりまして1,162万1,000円の増額をするものでございます。

次に、款9町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道事業債でございます。起債対象事業費の確定によりまして3,150万円の減額を行うものでございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、第2条、繰越明許費でございます。

3ページの第2表を御覧ください。

昨年7月の臨時議会で議決を賜り、日本下水道事業団と協定を締結し、工事を委託しております垂井町浄化センター水処理施設増設工事委託でございますが、去る1月8日付で施工者を大日本・岐建特定建設共同企業体と規定いたしまして、事業を進めているところでございます。

この施工者決定までの事前段階の設計の見直し、発注作業に関し、新型コロナウイルス感染症防止対策の拡大の影響により不測の日数を要したことにより、今年度予定していました出来高を達成することが見込めないため、款1 公共下水道費、項1 公共下水道費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業といたしまして1億2,300万円を次年度に繰越しをさせていただくものでございます。

再度表紙に戻っていただきまして、第3条では、地方債の借入限度額を変更させていただくものでございます。

4ページの第3表で、地方債の限度額を2億4,370万円としておりましたが、事業費の確定によりまして3,150万円の減額をお願いし、2億1,220万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっていません。

また、11ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 令和2年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第29号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第29号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第29号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ280万円を減額し、予算総額を1,160万円とするものでございます。

補正いたしますものは、認定審査費におきまして、職員の異動に伴います人件費の減額措置を行い、財源につきましては、分担金及び負担金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） ただいま上程されました議第29号につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、職員の異動により人件費に係る予算に不用額が生じる見込みとなりましたので、所要の減額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ280万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,160万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧ください。

款1 認定審査費、項1 認定審査費、目1 認定審査費でございますが、節2 給料130万円、節3 職員手当等100万円、節4 共済費50万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして歳入でございます。

5ページを御覧ください。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 認定審査費負担金、節1 認定審査費負担金でございますが、こちらは当審査会を関ヶ原町と共同で設置運営を行っており、両町の負担割合に基づき、関ヶ原町の負担分について94万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款3 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金でございますが、こちらは垂井町の負担分につきまして、同じく両町の負担割合に基づき195万2,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 繰越金でございますが、歳入歳出予算の均衡を図るため、9万3,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、議第29号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 令和2年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第30号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第30号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第30号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ6,878万円を追加し、予算総額を26億5,240万6,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、認定審査費におきまして主治医意見書作成等手数料に係ります役務費につきまして減額措置を行いました。

保険給付費では、介護サービス等諸費におきまして地域密着型介護サービス給付費負担金及び施設介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額、居宅介護住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしたところでございます。

また、介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防住宅改修費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費におきまして、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして減額措置を行ったところでござい

ます。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） ただいま上程されました議第30号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、総務費、保険給付費及び地域支援事業費におきまして、予算額に対し過不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額または減額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出予算の総額に6,878万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,240万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書8ページを御覧ください。

款1総務費、項3認定審査費、目1認定調査等費、節11役務費ですが、こちらは認定調査に必要となります主治医の意見書作成手数料に不用額が生じる見込みとなりましたので、118万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金の地域密着型介護サービス給付費負担金ですが、こちらは要介護の方の認知症対応型共同生活介護や地域密着型サービスなどの給付費に不足が生じる見込みとなりましたので、790万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目3施設介護サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金ですが、こちらは介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に係る施設サービスの給付費に不足が生じる見込みとなりましたので、6,700万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目5居宅介護住宅改修費、節18負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金ですが、こちらは要介護の方の自宅の浴室やトイレなどの改修や手すりを設置した際の改修費負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、190万円の減額をお願いするものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費、目3介護予防住宅改修費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防住宅改修費負担金ですが、こちらは先ほどの居宅介護住宅改修費負担金と同様のサービスを要支援の方に対して行った際に給付されるもので、改修費負担金に不足が生じる見込みとなりましたので、76万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節18負担金、補助及び交付金の訪問・通所型サービス負担金ですが、こちらは要支援の方が自宅を訪問してもらう訪問型サービスと、施設に通う通所型サービスを利

用された際に給付されるもので、サービス負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、380万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございます。

5 ページを御覧ください。

歳入につきましては、基本的に国、県、町、被保険者における法定負担割合に基づきまして計上しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金ですが、こちらは国の負担分、給付費の居宅分20%と施設分15%相当分として1,475万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 調整交付金の介護給付費調整交付金ですが、こちらは市町村の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として221万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目4 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業国庫交付金ですが、こちらは介護予防・生活支援サービス事業に対する国の負担分、給付費の20%相当分として76万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金の介護給付費交付金ですが、こちらは社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第2号被保険者の保険料に当たり、給付費の27%相当分として1,991万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2 地域支援事業支援交付金の地域支援事業支援交付金ですが、こちらは介護予防・生活支援サービス事業に対する第2号被保険者の保険料負担分、給付費の27%相当分として102万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費県負担金ですが、こちらは県の負担分、給付費の居宅分12.5%と、施設分17.5%相当分として922万円の増額をお願いするものでございます。

次に、項3 県補助金、目2 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業県交付金ですが、こちらは介護予防・生活支援サービス事業に対する県の負担分、給付費の12.5%相当分として47万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金ですが、こちらは町の負担分、給付費の12.5%相当分として922万円の増額をお願いするものでございます。

次に、目2 事務費等繰入金の事務費等繰入金ですが、こちらは認定調査に係る主治医意見書作成手数料の減額に係るもので、同じく118万円の減額をお願いするものでございます。

次に、目3 地域支援事業繰入金（総合事業）の地域支援事業費負担金繰入金ですが、こちらは介護予防・生活支援サービス事業に対する町の負担分、給付費の12.5%相当分として47万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金ですが、歳入歳出予算の均衡を図るため、1,737万6,000円増額をお願いするものでございます。

以上、議第30号の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 令和2年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後4時36分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛

